

あづみの水結等 活動報告

1 あづみの水結

55 者（24 個人・55 団体）が登録。昨年度より 31 者増加。

（1）憩いの池清掃ボランティア

- ・ 7 月 10 日（金）、安曇野わさび田湧水群憩いの池の清掃ボランティアを実施
- ・ 登録者 25 名参加（穂高商業高校、ゴールドパック㈱、㈱ホトデリカ、豊科フィルム㈱、安曇野市観光協会ほか個人登録者）
- ・ 8 月 25 日（火）、立教大学環境学部の皆さんも参加予定

（2）あづみの水結かき氷

- ・ 安曇野の氷を味わいながら、地下水の保全PRを行う「あづみの水結かき氷」の取り扱いを6店でスタート（別紙参照）
- ・ 今後あづみの水結登録店を中心に、安曇野の水資源の魅力と保全の必要性を広く発信

（3）水めぐりツアー

- ・ 市内外の親子を対象に、安曇野の水資源について学ぶバスツアーを実施（別紙参照）
- ・ 行程：烏川溪谷緑地→ゴールドパックあずみ野工場→市内水田→田淵行男記念館
- ・ 定員：20 名
- ・ あづみの水結メンバー（保尊とし子委員、安曇野市観光協会）ガイド同行。観光協会には、今後の商品化を検討いただく機会とする。

2 その他普及事業

アルプス地域地下水対策協議会の事業、昨年に関西・大阪万博の制作物を活用した普及啓発活動を実施しました。

（1）巡回展「つながる水循環 松本・北アルプス水めぐり」

- ・ 松本・北アルプス地域市町村をめぐる水の旅をテーマに、地下水のつながりと水資源を紹介する巡回展を開催（別紙参照）
- ・ 7 月 24 日の朝日村役場を起点に、概ね 1 週間ごとに 11 市町村及び松本・北アルプス地域振興局の施設を巡回、安曇野市においては 10 月 9 日～15 日に本庁舎で展示予定
- ・ 展示用バナー（60cm×140cm 9 枚）は安曇野市が各市町村の情報を集約し制作

（2）動画配信

- ・ 関係者のみ視聴可能としていた、関西・大阪万博参加時に制作した PR 動画「安曇野水物語 ～水で結ばれ 暮らしをつなぐ～」を「水の週間」に併せ、8 月末まで限定公開
- ・ 【動画 URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=3RtWRV3BYbM>



安曇野



2026年6月 30 日
安曇野市役所

「あづみの水結かき氷」で水環境保全PR 7月から6店で取り扱いスタート

安曇野市では、この夏、安曇野の水を味わいながら、地下水の保全PRを行う「あづみの水結かき氷」の取り扱いを下記のとおり、あづみの水結加入6店で始めます。



あづみの水結(みずゆい)

安曇野の水環境や水文化を守り、魅力を発信するネットワーク。個人や事業者など53者が加入しています。

あづみの水結かき氷とは…

- 安曇野の地下水の氷 100%
- 安曇野産のシロップ・トッピング
- 地下水を学ぶ「あづみの水結カード」を提供

概要

1. 期 間 7月以降、各店舗で順次提供
2. 参加店舗
 - ・ スパイス キッチン YOHAKU (7/12～穂高神社東 TEL090-3440-5652)
 - ・ 安曇野ブルワリー (穂高駅前 TEL0263-88-2947)
 - ・ 水と果 MIZU to KA -安曇野の水を味わうかき氷- (堀金烏川 E-mail: mizu_to_ka@fukurou-keiei.com)
 - ・ ニューモラス (豊科・ANC アリーナ西 TEL0263-50-7347)
 - ・ 安曇野アイスクリーム工房「SENRI」(豊科・安曇野ベース 2F TEL0263-88-9177)
 - ・ 穂高商業高校 (7/4・文化祭などで出店 TEL0263-82-2162)
3. その他 【主催】あづみの水結加入6店 【協力】安曇野市環境・ゼロカーボン推進課

問い合わせ

長野県安曇野市 市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 : 課長 ももせ まさゆき 百瀬 正幸 担当 ところ たくま 所 太久馬
TEL:0263-71-2492(直通) E-mail:kankyousaisaku@city.azumino.nagano.jp
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地



安曇野



2026年7月22日

安曇野市役所

親子で学ぼう！安曇野水めぐりツアーを 7/31 に開催

安曇野市では、水資源に関わる場所をめぐる親子ツアーを下記のとおり開催します。当日は「あづみの水結(みずゆい)」登録者と市職員が安曇野の豊富な地下水の魅力や、雨や雪が湧水として生まれ変わる仕組みを解説します。



昨年度の様子

概要

- 1 日 時 7月31日(金)午前9時～午後0時10分(予定)
- 2 行 程 9:00 市役所西口集合 - 9:10～烏川溪谷緑地見学 - 9:50～ゴールドバックあづみ野工場見学 - 11:30～田淵行男記念館見学 - 12:10 市役所西口解散
- 3 参加者 市内の小学生とその保護者 21人(9組)
- 4 費 用 無料
- 5 その他 ・当日取材いただける場合は、7月30日(木)までに下記へご連絡ください。
・参加者に顔写真撮影不可の方がいます。撮影の場合はご配慮をお願いします。

問い合わせ

長野県安曇野市 市民生活部 環境・ゼロ・ボン推進課：課長 ももせ まさゆき 百瀬 正幸 担当 まるやま とむひろ 丸山 知裕

TEL:0263-71-2492(直通) E-mail:kankyou_seisaku@city.azumino.nagano.jp

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地



AZUMINO

安曇野



2026年7月9日

安曇野市役所

巡回展「つながる水循環 松本・北アルプス水めぐり」 7/24～ 11 市町村・県地域振興局で開催

アルプス地域地下水保全対策協議会(北アルプス・安曇野市を含む松本地域 11 市町村・県地域振興局)では、松本・北アルプス地域市町村をめぐる水の旅へ。をテーマに地下水のつながりと水資源を紹介する巡回展を開催します。

松本・北アルプス地域 流域のイメージ

流域は、地上に降った雨や雪が集まる「水の器」。地域の人の営みと水環境を良好な状態に保つには、市町村の枠を超えた流域全体のマネジメントが欠かせません。



開催日程

- 7/24(金)～7/30(木):朝日村役場
- 7/31(金)～8/6(木)【水の日】:塩尻市えんぱーく
- 8/14(金)～8/20(木):山形村ミラ・フード館
- 8/21(金)～8/27(木):松本市Mウイング
- 8/28(金)～9/3(木):松川村すずの音ホール
- 9/4(金)～9/10(木):大町市役所
- 9/11(金)～9/17(木):池田町交流センターかえで
- 9/18(金)～9/24(木):生坂村やまなみ荘
- 9/25(金)～10/1(木):麻績村役場
- 10/2(金)～10/8(木):筑北村 西条温泉とくら
- 10/9(金)～10/15(木):安曇野市役所
- 10/16(金)～10/22(木):大町合同庁舎
- 10/23(金)～10/29(木):松本合同庁舎

概要

- 期 間 7月24日(金)～10月 29 日(木)
- 場 所 上記(予定)
- 内 容 ・松本・北アルプス地域の水循環の仕組み
・11市町村の水の名所紹介
・アルプス地域地下水保全対策協議会の取り組み
・水を育むためにできること
- 主 催 アルプス地域地下水保全対策協議会 (松本市・大町市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村・池田町・松川村・長野県〈松本地域振興局・北アルプス地域振興局〉)

問い合わせ

長野県安曇野市 市民生活部 環境・ゼロ・ボン推進課:課長 百瀬 正幸 担当 所 太久馬

TEL:0263-71-2492(直通) E-mail:kankyouseisaku@city.azumino.nagano.jp

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

PFAS※に係る現状整理

※ 有機フッ素化合物

2026年8月7日

於：安曇野市役所 本庁舎 3 階 全員協議会室

Agenda

1. PFAS（有機フッ素化合物）とは
2. 全国調査の結果
3. 安曇野市の調査結果
4. 他自治体の事例

以下を参考に作成

環境省（2024）水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果についてhttps://www.env.go.jp/press/press_04025.html

環境省（2025）PFASハンドブック（令和7年12月）<https://www.env.go.jp/content/000368188.pdf>

環境省（2026）リーフレット（令和8年4月）<https://www.env.go.jp/content/000396986.pdf>

安曇野市ホームページ（水質検査[計画と結果]）<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/38/10436.html>

安曇野市ホームページ（水質検査[計画と結果]）<https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/65383.pdf>

長野市川合新田水源の取水方法等検討専門家会議第5回令和7年2月19日意見書説明資料

https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/13992/04siryou3_hosoku.pdf

各務原市水質改善対策委員会第5回令和8年7月9日資料

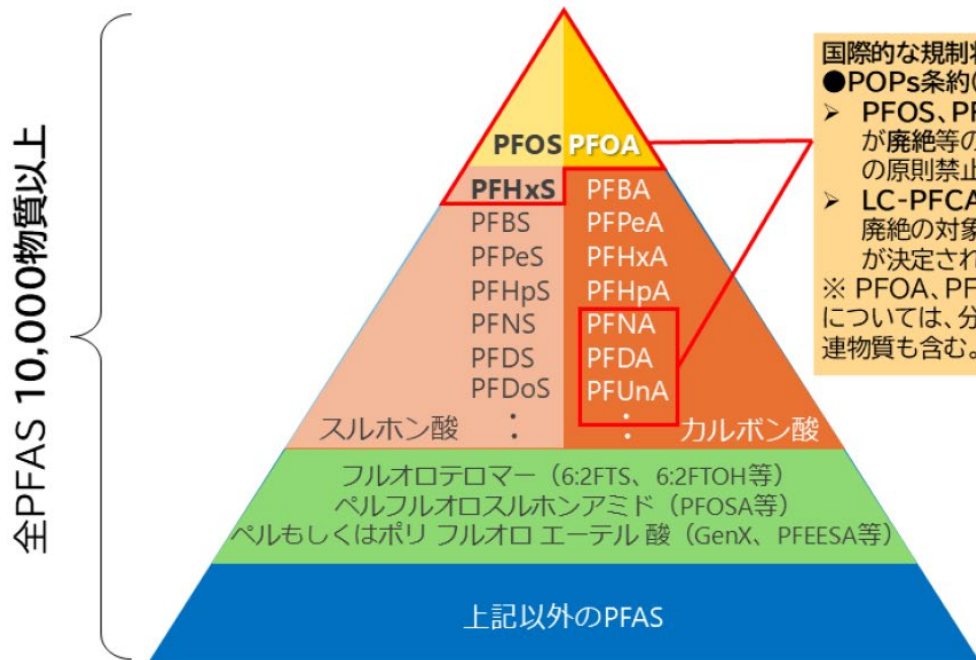
https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/918/05_siryou01.pdf

1. PFAS（有機フッ素化合物）とは

- ・PFASとは、有機フッ素化合物の総称で1万種類以上あるとされています。
PFOS（ピーフォス）や
PFOA（ピーフォア）が
その代表例です。
- ・2000年代はじめごろまで、
さまざまな工業で利用され
ました。
- ・かつては私たちの身の回りの製品※を作る際にも使わ
れていました。
- ・2009年以降、環境中での
残留性や健康影響の懸念から、
国際的に規制が進み、
現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止
されています。
- ・日本国内でも、新たに作ら
れることは原則ありません
が、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残
っています。

※撥水スプレー、防水加工を施した
衣類・靴、調理器具のコーティン
グ、界面活性剤、半導体の反射防
止剤、金属メッキ処理剤、水成膜
泡消火剤 等

PFAS = ペルフルオロアルキル化合物 及び ポリフルオロアルキル化合物 の総称



国際的な規制状況

●POPs条約(赤枠):

- PFOS、PFOA ※、PFHxS ※
が廃絶等の対象(製造・輸入等
の原則禁止)
- LC-PFCA(炭素数9-21)※も
廃絶の対象に追加されることが
決定された。

※ PFOA、PFHxS、LC-PFCA
については、分枝異性体とその関
連物質も含む。

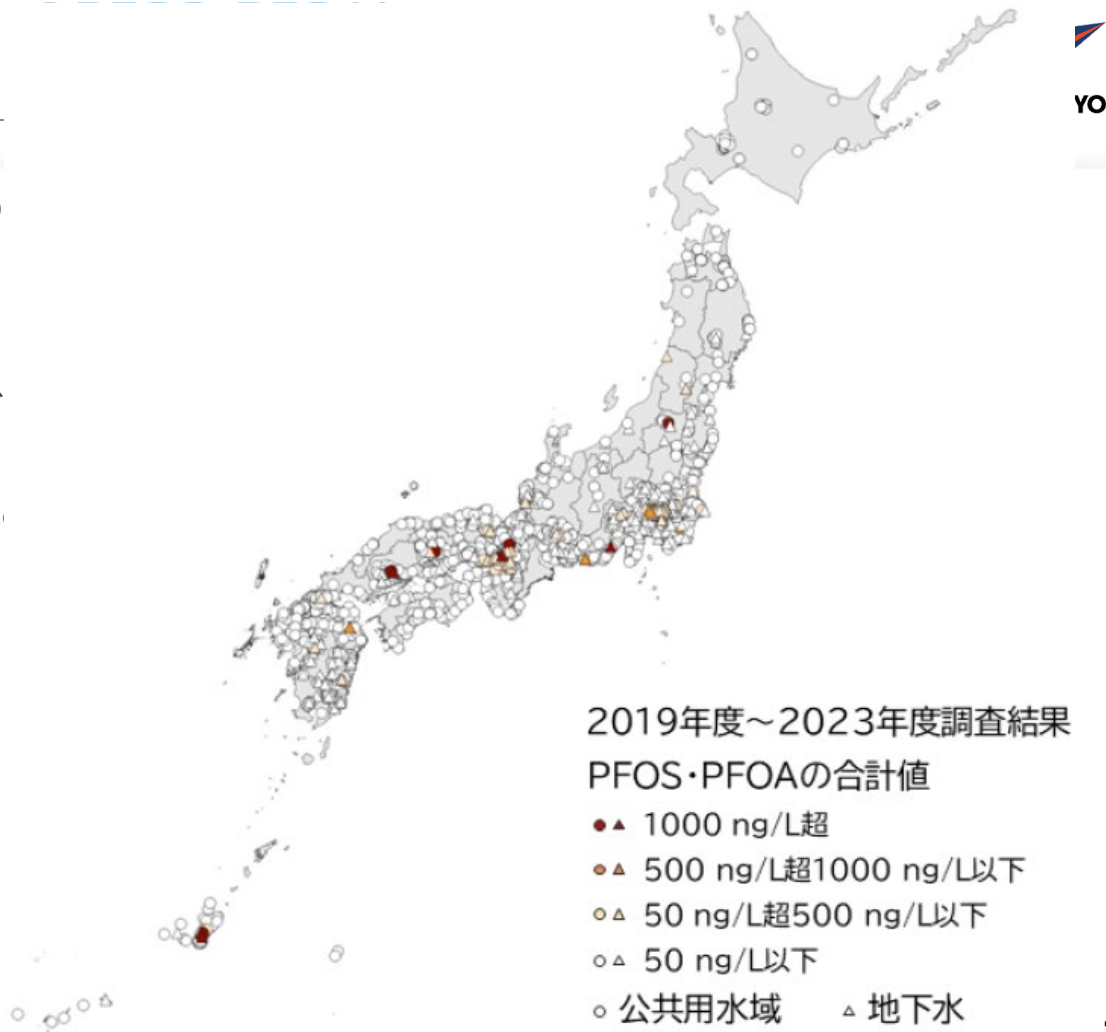
出典:ITRCのPFASホームページ図2-18(<https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/>、2025年5月15日時点)を改変

- ・POPs条約:残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants) に関するストックホルム条約
難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する毒性、長距離移動性を持つ化学物質を規制。
- ・その他のPFASについては、これらと同様な有害性等があると確認されているわけではない。

2. 全国調査の結果

- ・公共用水域と地下水については、全国でのP F O S ・ P F O Aの存在状況が調査されています。
- ・2023年度における測定地点2,078 地点のうち、指針値（PFOSとPFOAの合計値として50ng/L ※）を超過した地点数は、242 地点でした。
- ・2026年4月1日から、PFOS及びPFOAについて、水道水質基準（PFOSとPFOAの合計値として50ng/L ※）を設定し、監視されています。

※ 1 ng（ナノグラム）は10 億分の1



3. 安曇野市の調査結果

- ・ **安曇野市**では、上水道水源を対象に、2023（令和5）年8月に、採水・分析を行いました。
- ・ PFOSとPFOAの合計値としての水質分析結果は、**いずれも基準値**（PFOSとPFOAの合計値として50ng/L）**を満足**しました（定量下限値（5ng/L）未満でした）。
- ・ また環境省は、令和8年度から水道水質基準項目にPFOS及びPFOA（基準値：合算で50ng/L以下）を追加しました。これにより、**水道事業者及び専用水道設置者には、基準の遵守と定期的な水質検査が義務付け**られました。
- ・ 安曇野市の上水道は、これに**基づき年4回の検査を実施する予定**です。
- ・ 令和8年7月末現在、**すべての採水地で1回目の検査を実施しており、いずれも不検出**となっています。

有機フッ素化合物水質検査結果（採水：令和5年8月）

検査項目	基準値	定量下限値	結果値	採水地
PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下 (暫定値)	0.000005mg/L	0.000005未満	アルプス(高家)
			0.000005未満	光
			0.000005未満	重柳
			0.000005未満	真々部
			0.000005未満	大口沢
			0.000005未満	田沢
			0.000005未満	上原
			0.000005未満	塚原
			0.000005未満	牧
			0.000005未満	豊里
			0.000005未満	久保田
			0.000005未満	宮城
			0.000005未満	野沢
			0.000005未満	上長尾
			0.000005未満	小倉
			0.000005未満	岩原
			0.000005未満	川東
			0.000005未満	川西

PFOS: ペルフルオロオクタンスルホン酸 PFOA: ペルフルオロオクタン酸

0.00005mg/L=50ng/L

4. 他自治体の事例（長野県長野市、川合新田水源）

【検出状況】

- 令和2年8月（採水日）主要な給水区域である市内3地点の給水栓で調査を実施。
- 松代町寺尾で**58ng/Lを確認**。
- 川合1,4号井の目標値超過**が判明。

【調査】

- 環境部局と連携し、環境部局から市内泡消火薬剤取扱事業者、消防設備の設置者に取り扱い適正・処分通知を発送
- 川合新田水源から半径500m以内の井戸及び用水で水質調査を実施した結果、暫定指針値を超過する井戸・環境水は未確認

【対応】

- 長野市川合新田水源の取水方法等検討専門家会議で意見を伺い、上下水道局として**取水方法等（新たな井戸の掘削、浄水処理施設の設置、水運用の変更等）の対策を決定する計画**。

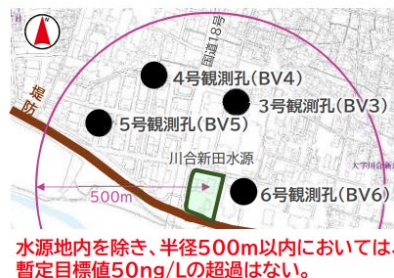
検討した工法

	(現状)	水運用の変更	井戸の新設	浄水施設の設置
水質	○(管理基準値以内)	○	○	◎
水量	△(予備力不足)	○	◎	◎
事業期間	—	◎(2年)	○(3年)	△(5年)
総合評価	△	◎	○	○

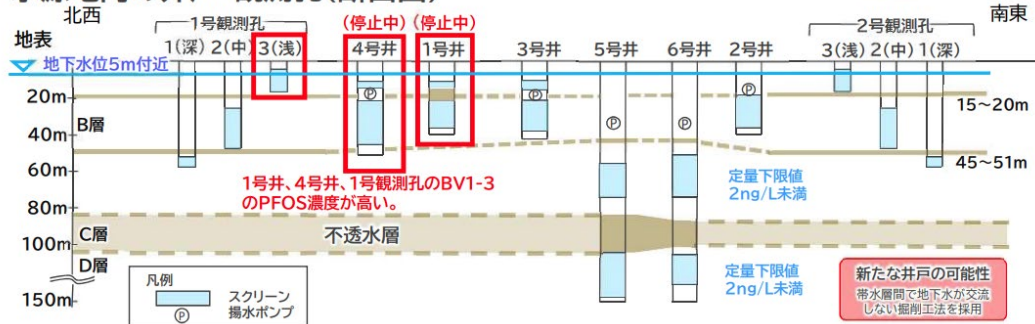
短期対策

中長期対策

井戸・観測孔の設置状況



水源地内の井戸・観測孔(断面図)



7

ピーフォス ・ ピーフォア
PFOS・PFOA とは？

「有機フッ素化合物（^{ピーファス}PFAS）」の一種です

- 2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されました
私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました
- 2009年以降、環境中での残留性や健康影響^{けねん}の懸念から、
国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で
製造・輸入等が禁止されています
- 日本国内でも、新たに作られることは原則ありませんが、
分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています

正式名称 と 主な用途

ピーフォス パルフルオロオクタンスルホン酸
・ PFOS (Perfluorooctane sulfonic acid)

主な用途 メッキ処理剤、泡消火薬剤 など

ピーフォア パルフルオロオクタン酸
・ PFOA (Perfluorooctanoic acid)

主な用途 撥水剤、界面活性剤 など

- ✓ 環境省や自治体が、
河川等のPFOS・
PFOA濃度を測定※
公表しています

※ 2009年より測定を実施



- ✓ 測定結果によると、
環境中のPFOS・PFOAは、
少しずつ減っています



- 2024年6月には、食品安全委員会が健康影響について
包括的に評価を行い、その結果を公表しました
- これを踏まえ、環境省は、PFOS及びPFOAの水道水質基準
(合算で50ng/L以下)を設定しました
- 水道事業者や専用水道設置者には、基準の遵守と定期的な
水質検査が義務付けられています
- 環境省では、今後も引き続き、飲料水による摂取^{せつしゅ}防止など、
安全・安心のための取組を進めます



詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

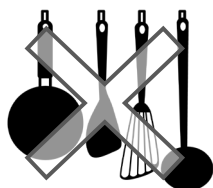
PFOS・PFOA

暮らしの中の Q&A

“フッ素コーティング製品”に 使われている？

使われていません

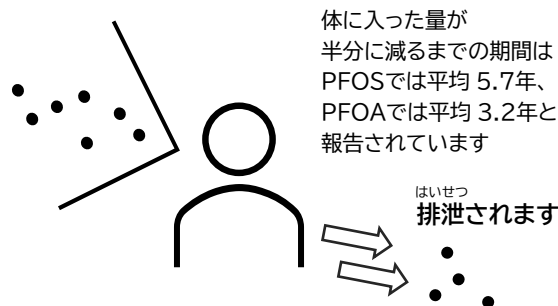
PFOS・PFOA以外の
フッ素化合物が
使われています



はっすい・はつゆ
昔は、フライパン等の撥水・撥油加工に用いられるフッ素樹脂の製造の際にPFOAが使われていましたが、今は使われていません
(法規制だけでなく、企業の自主的な取組により、使用廃止されました)

体に入ったらどうなる？

はいせつ
体外へ排泄されて徐々に減ります



水道の水は大丈夫？

水道事業者(自治体の水道局)等が
水質基準※を遵守するため、水道の
水質管理を行っています



※ 1 リットルあたり 50 ナノグラム
毎日2リットルを一生飲み続けても
健康への悪影響が生じないと
考えられるレベル

基準値を超えた水を 飲んだけれど大丈夫？

まだ、わからないことが多いため、
PFOS・PFOAの健康への影響について
調査や研究が進められています

基準値を超えていた
地域の健康調査において、他の地域との
明らかな傾向の違いは出ていません
また、飲料水による個人の健康被害は
国内で確認されていません



水だけでなく、食べ物？ 普通に生活していて大丈夫？

食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会は、
「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価しています
「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される
程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものとする」(2024年6月)

農林水産省では、農畜水産物中の含有実態等に関する情報の収集を進めています

国産農畜産物(14品目※1)からのPFOS及びPFOA摂取量は、食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量※2と比較して
十分に少ない水準であること、土壌中のPFOA及びPFOSはほとんど玄米に移行、蓄積しないことが分かりました
(2024年度調査・研究)

※1 コメ(玄米)、パレিশヨ、キャベツ、トマト、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳、マイワシ、マダラ、カツオ、アユ、アサリ

※2 意図せず食品中に存在する物質について、ヒトが生涯にわたって食品から摂り続けても健康に影響が出ないと推定される量

詳しい情報・最新の情報は **環境省 PFAS** で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

新設の水質施策（案）

● 飲用井戸設置者に対する水質検査の啓発

水質汚染への対応では、基準を満たさない飲料水の摂取防止が最優先となります。水道事業者等にはすでに水質基準の厳守が義務付けられていますが、飲用井戸は利用者の自主管理が基本となるため、汚染リスクが比較的高い状況にあります。そのため、井戸利用者に対して定期的な水質検査と適切な維持管理をこれまで以上に呼びかけ、PFOS・PFOAをはじめとする有害物質の飲用防止を徹底します。

【具体例】・井戸設置者向けリーフレットの作成（水質検査、適正管理、汚染発生時の対応手順などの周知）

● リスクコミュニケーションの実施

近年に健康への有害性が明らかになった物質については、地域住民から不安の声が多く寄せられています。市民とリスク情報を正確に共有するため、環境省の最新知見や本市の状況などを広く発信していく必要があります。

【具体例】・広報紙への PFOS・PFOA に関する Q&A の掲載（物質の性質、リスク、注意事項、市の対応など）

● 水質汚染対応の体制整備

水質汚染事故が発生した際は、環境への影響を最小限にとどめるとともに、再発を防止することが重要です。関係法令を所管する国や長野県と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応がとれるよう、職員向けの手順書を整備します。また、汚染実態や原因の調査には高度な専門知識が必要となるため、検査機関や専門家とのホットラインを構築するなど、円滑に連携できる体制をつくります。

【具体例】・地下水汚染対応手順書の作成、専門検査機関との連携強化

● 水生生物の観察会を通じた環境意識の醸成

安曇野の清らかな水は、農業や工業、観光業に恩恵をもたらすだけでなく、市民一人ひとりがその豊かさを実感できることが不可欠です。この実感こそが、今後も清冽な水を守り続ける基盤となり、環境を「育み、守り、活かす」地域づくりへとつながります。安曇野の水辺には、良好な水質を示す指標となる貴重な水生生物が数多く生息しています。イベントを通じて、市民が豊かな自然を肌で感じる機会を創出します。

【具体例】・水質検査を伴う自然観察会の実施（水生生物の観察を通じた水質判定イベント）

安曇野市水環境基本計画

【改訂版】

（ドラフト）

※本資料は目次に沿った記載と図表で構成され、
今後、更なる肉付け、修正等を進めるものです

1. 計画の基本事項

1.1 計画の目的

先人たちから受け継がれてきた安曇野の豊かな水資源は、日々の暮らしはもちろん、観光や産業にも欠くことのできない市民共有の財産です。私たちは、この豊かな水環境と地域経済を両立させながら、次世代に責任を持って引き継いでいく責務があります。

安曇野市は、「水は、次世代からの預かりもの」を理念として、「水環境基本計画」のもと、持続可能な水環境の形成に向けた歩みを進めてきました。前計画策定から10年が経過し、第1期の目標であった「水収支バランスの改善（年間300万m³の人為的涵養の達成）」を実現するとともに、「あづみの水結（みずゆい）」を通じた多様な主体の参画の足がかりや、地下水保全条例に基づく適正な水利用の推進など、地域に一定の土台が定着しつつあります。

しかしながら、人為的涵養を支えてきた麦後湛水事業は終了します。さらに、近年、激甚化する気候変動の影響、地域の人口減少に伴う担い手の減少、地下水の器が松本盆地全体に広がっており広域的な取組が必要な点等は、安曇野の豊かな水資源に対しても見過ごすことのできないリスクをもたらしています。この将来的なリスクに対し、市民の命の水を将来にわたり確実に保全・維持していくためには、これまでの成果に甘んじることなく、取組を拡大・深化する方向性を明確にしなければなりません。

これらを踏まえ、本計画では、従来の「改善」（守る方向性）から一步踏み出し、多様な主体が協働して安曇野らしい優れた水環境を作り出す「創出」（創る方向性）を目指します。その創出の確実性を高めるアプローチとして「取組人口の拡大」と「対象範囲の拡大」を戦略の柱として位置付け、多様な主体が市内全域で質の高い水環境の能動的な創出に取り組むことで、地下水資源が将来にわたり健全に維持され、安曇野市総合計画に掲げた将来ビジョンの実現と命の水を守り抜くことを目的に、本計画を定めます。

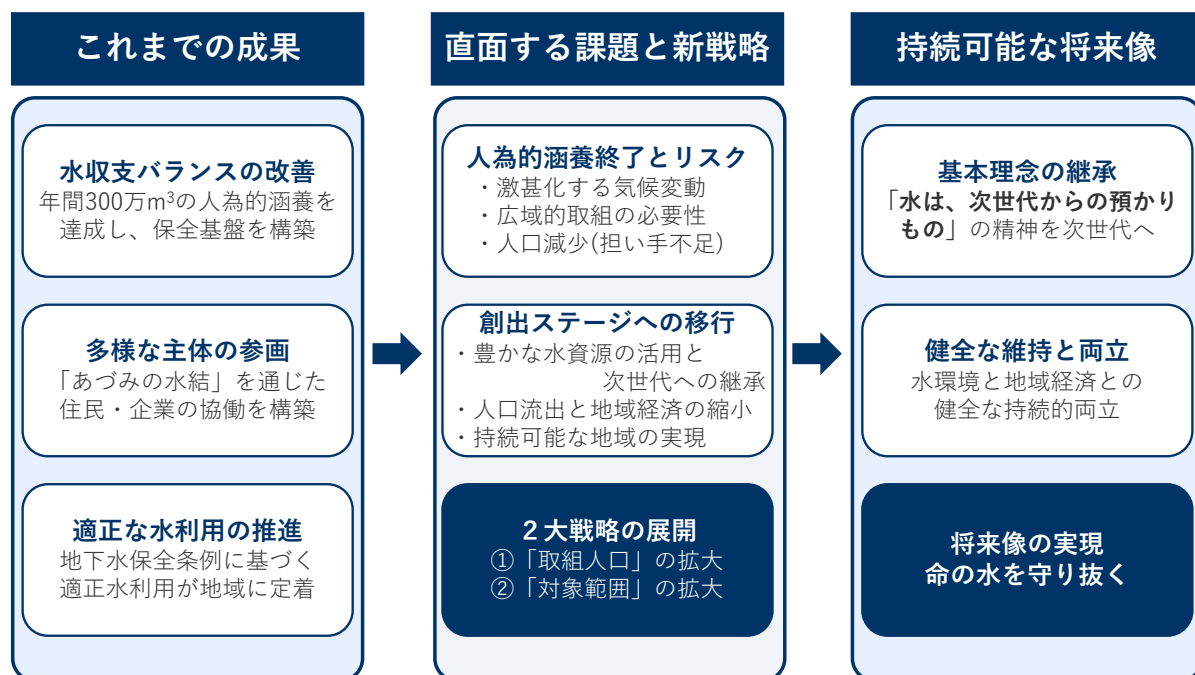


図1.1.1 本計画の方向性とこれに至る経緯

1.2 計画の位置づけと役割

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、安曇野市の最上位計画である「安曇野市総合計画」に示された将来ビジョンや、「安曇野市環境基本計画」に示される各種の取組を、水環境の側面から実現していくための計画として位置付けられます。国の「水循環基本法」および「水循環基本計画」を上位基準とし、「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」や「安曇野市地下水資源強化・活用指針」などの関連法令・指針と整合を図りながら、安曇野市における水環境全般の取組の全体像を定めるものです。

また、地下水をはじめとする水循環は行政界を越えて広域に繋がっていることから、令和8（2026）年度に策定された「松本盆地流域水循環計画（仮称）」と密接に連携し、流域全体を見据えた健全な水循環の維持・回復にも寄与する計画として位置付けます。

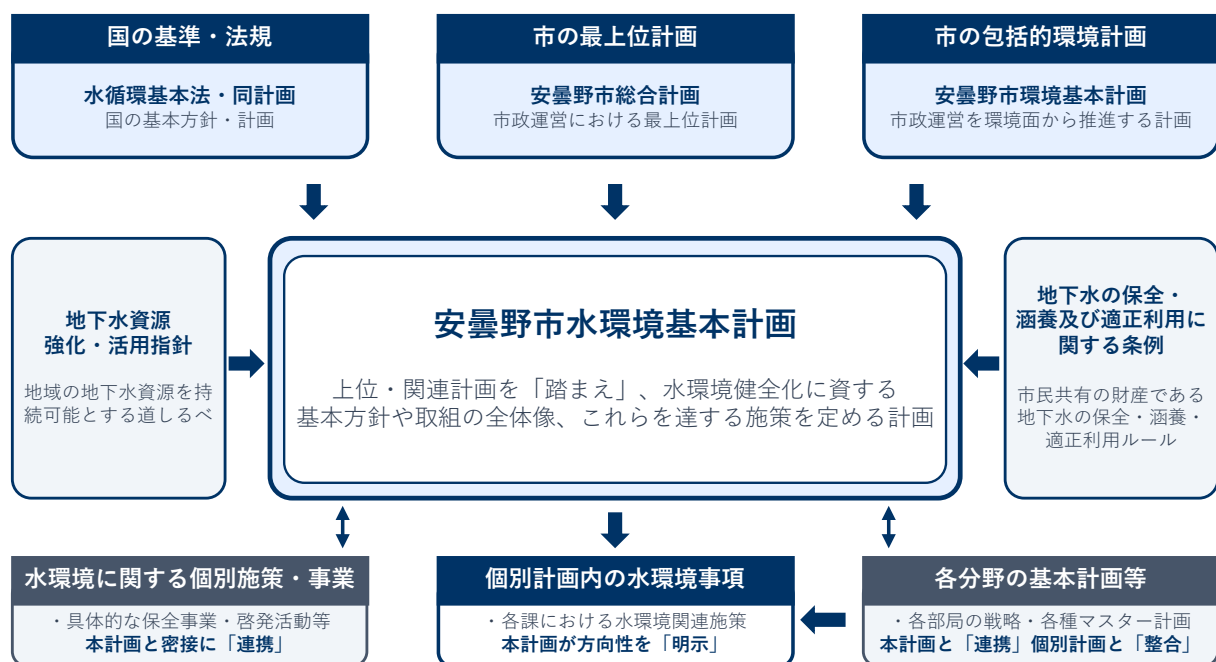


図1.2.1 関連する各種基準・計画と本計画との位置づけ

(2) 計画の役割

本計画は、安曇野市の豊かな水環境を守り、育て、責任をもって次世代へと引き継ぐため、以下の役割を担うものとします。

①地下水は市民共有の財産であるという意識の共有

安曇野市の豊かな水資源による恩恵は、地域全体に及ぶものです。先人から受け継いだ貴重な財産を次世代へ確実に引き継ぐため、「地下水は市民共有の財産である」との認識のもと、市民・事業者・行政等の多様な主体が、将来にわたって地域全体で能動的な水環境保全に取り組みます。本計画はこれら多様な主体が協働するための計画としての役割を担います。

②予防策型施策の深化と持続可能な水環境の形成

豊かな水環境を持続可能な形で次世代に引き継ぐためには、問題が顕在化する前にリスクを回避・軽減する「予防的措置」が極めて重要です。本計画では、気候変動等の新たなリスクも見据え、これまでの取組をさらに前進させた「予防策型施策の深化」を図り、強靱で持続可能な水環境の形成に向けて、計画的な推進を図るものとします。

③地域活性化と水資源の有効活用

水環境の保全は、それ自体を目的とするだけでなく、水資源の有効な活用を図るための基盤づくりです。本計画は、良質な水資源を「創出」することを通じて、安曇野のブランド力や魅力を高め、「水環境の保全・維持」と「地域経済の活性化」とを両立させながら、安曇野市総合計画の将来ビジョンの実現への寄与を目指します。

1.3 計画が対象とする期間

本計画が対象とする期間は、以下のとおりとします。

- 計画期間：令和9（2027）年度から 令和13（2031）年度までの5年間

なお、これまでの水環境基本計画（マスタープラン）においては、長期的な視点から10年間を計画期間としていましたが、激甚化する気候変動リスクやめまぐるしく変化する社会情勢へ機動的に対応するため、また、各施策の「行動量（KPI）」に基づくきめ細かな進行管理や、関連する他計画との円滑な連携・統合に向けた多角的な研究・見直しを柔軟に行うため、本計画の期間を5年間に設定するとともに、水環境行動計画（アクションプラン）を本計画（水環境基本計画）に統合することで、より実効性の高い推進を図るものとします。

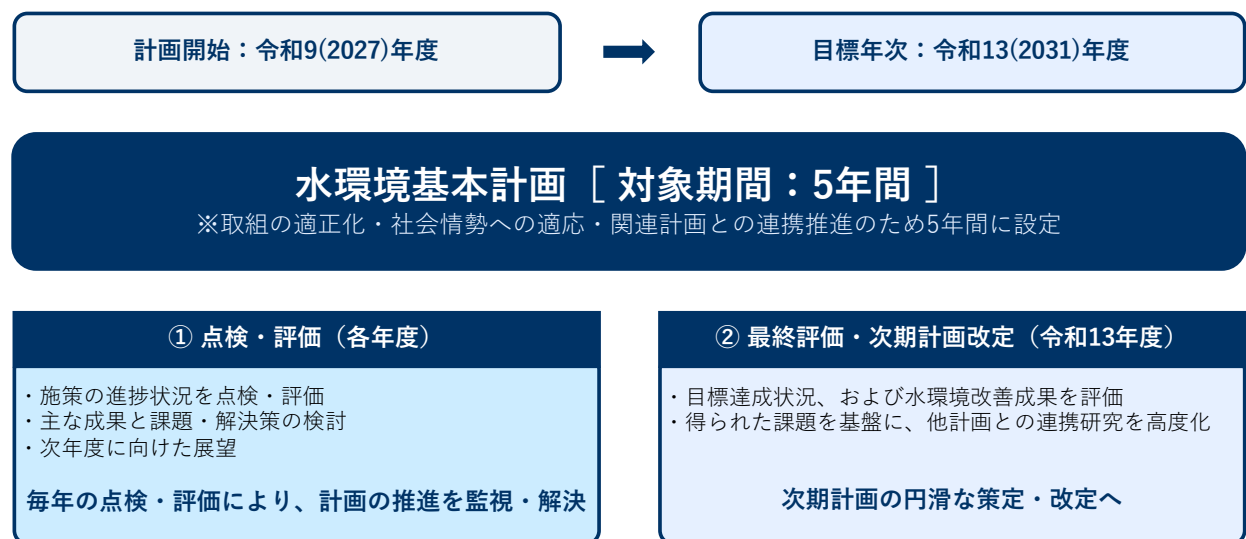


図1.3.1 基本計画の対象期間

1.4 各主体の役割

先人から受け継いだ市民共有の財産である安曇野の豊かな水を守り抜き、次世代へ確実に引き継ぐためには、市民、事業者、そして安曇野市（行政）が三位一体となり、それぞれが当事者意識を持って主体的に行動することが不可欠です。本計画が目指す「優れた水環境の創出」に向け、その戦略である「取組人口と対象範囲の拡大」を図るための各主体の役割と取組方針を以下のとおり定めます。

(1) 安曇野市（行政）

水環境保全の牽引役として、以下の役割を担い、「名水の郷」としての地域価値のさらなる向上を目指します。

- **連携の強化**：国・長野県・松本盆地に位置する周辺自治体との縦横の連携を強化し、広域的な地下水ガバナンスの推進を目指します。
- **支援と広報**：事業者や市民の自発的な取組をきめ細やかに支援するとともに、協働による取組成果を広く市内外へ発信することに努めます。
- **自らの取組への率先実施**：市自らも水資源の重要な利用者としての責務を自覚し、公共施設等における水の適正利用や既に義務化されている雨水浸透施設設置の適正な維持管理・運用を率先して行います。
- **データ共有と場の提供**：観測井や湧水観測所等での地下水監視（モニタリング）を継続・データを広く共有するとともに、大学や研究機関等と連携した水に関する共同研究・開発の「場」の提供に努めます。
- **地域ブランディングへの寄与**：地域の水利用の実態や関係者の保全への貢献を可視化し、市民・事業者との信頼関係を深めながら、「名水の郷 安曇野」のブランド力向上と環境保全の好循環に寄与します。

(2) 事業者（地下水採取者を含む）

自らの事業活動が豊かな水環境に支えられていることを認識し、主体的なパートナーとして以下の役割を担うことを目指します。

- **リスクやインセンティブへの気づき**：自らの経営における「取水可能量の減少や水質悪化等（リスク）」や、水環境保全に取り組むことで得られる「企業価値の向上等（インセンティブ）」への気づき、企業経営に活かします。
- **採取者としての責務**：地下水採取者は、重要な地域資源である地下水を採取するという認識の元、適正な採取に努めます。地域の持続可能な地下水資源活用に資するため、保有する地下水位観測データの共有、自主的な適正利用（節水）や再涵養などの取組に努めます。
- **地域との協働**：市民ネットワーク「あづみの水結（みずゆい）」等の活動に積極的に参画し、地域社会と協働して水環境の保全・創出への寄与に努めます。

(3) 市民

安曇野の水を未来へ引き継ぐ最も重要な存在として、それぞれの暮らしの中でできる以下の役割を担うことを目指します。

- **日常の実践と参画**：日常生活におけるこまめな節水、雨水の有効利用、河川・水路の清掃活動、環境学習の機会への参画に努めます。
- **「水結」への参画**：「あづみの水結（みずゆい）」の活動趣旨に賛同し、他の市民や事業者と交流を深めながら、自らできる水環境保全活動に取り組みます。
- **名水の郷の担い手**：市民一人ひとりが日々の水環境に関心を持ち、「名水の郷の担い手」としての誇りと意識を醸成しながら、未来の安曇野の水環境を育む原動力となることを目指します。

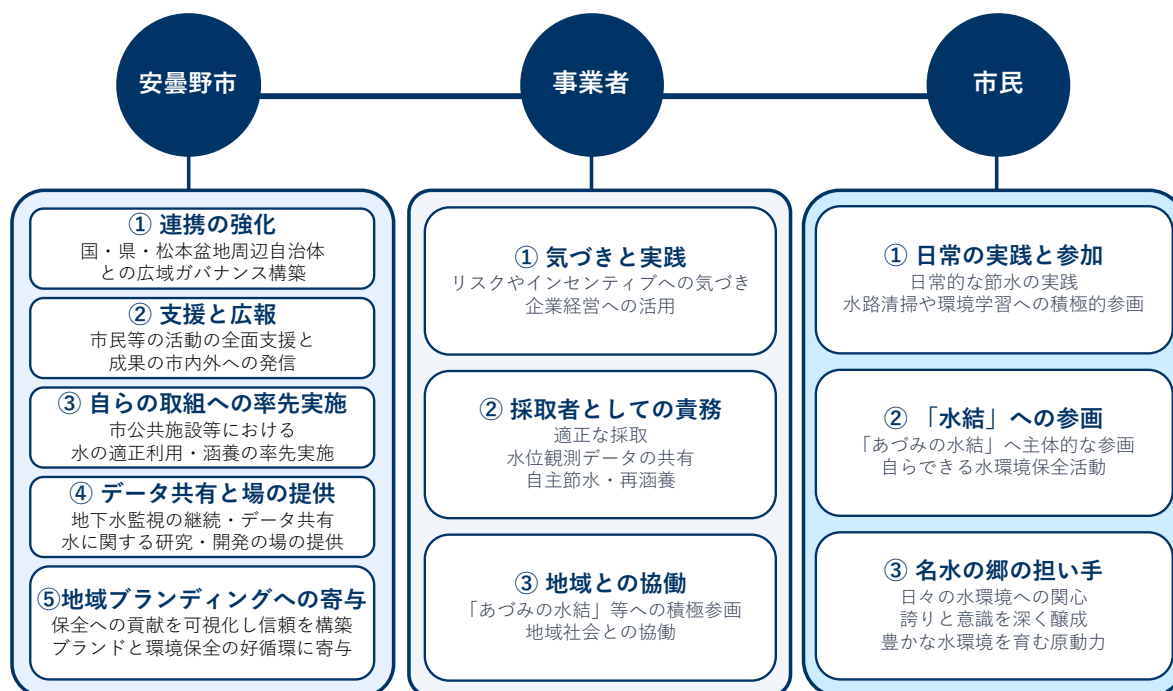


図1.4.1 各主体の役割と取り組み方針

2. 水環境の現状

2.1 水環境を取り巻く動向

近年の激甚化する気候変動や相次ぐ大規模自然災害の発生を背景に、健全な水循環の維持・回復や水資源の保全・活用を巡る国や社会の動向は、強靱性（レジリエンス）の強化という新たな転換期を迎えています。

国においては、平成 26（2014）年の「水循環基本法」施行以降、地下水の適正な保全と活用や持続可能な水管理の推進等の取組が推進されてきましたが、令和 6（2024）年 1 月に発生した能登半島地震等での教訓を踏まえ、同年 8 月に「水循環基本計画」が改定され、その一つとして、災害に強い水循環システムの構築に向けた方針（代替性・多重性等による安定した水供給の確保）が明確に打ち出されました。さらに、令和 7（2025）年 3 月には「災害時地下水利用ガイドライン」が新たに策定され、非常時における地域防災力の向上に資する地下水資源の有効活用が全国的な重要課題となっています。

また、国が設置した「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」においては、気候変動や社会情勢の変化に対応した地下水マネジメントの基本的な考え方が議論され、●●からなる新たな方向性が提示されました。

安曇野市においては、長野県が平成 25（2013）年に施行した「豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく保全の取組とも歩調を合わせつつ、これら国の最新の動向を適宜、本計画へと反映し、従来の予防策型施策をさらに強固で強靱なものへと深化させていく必要があります。

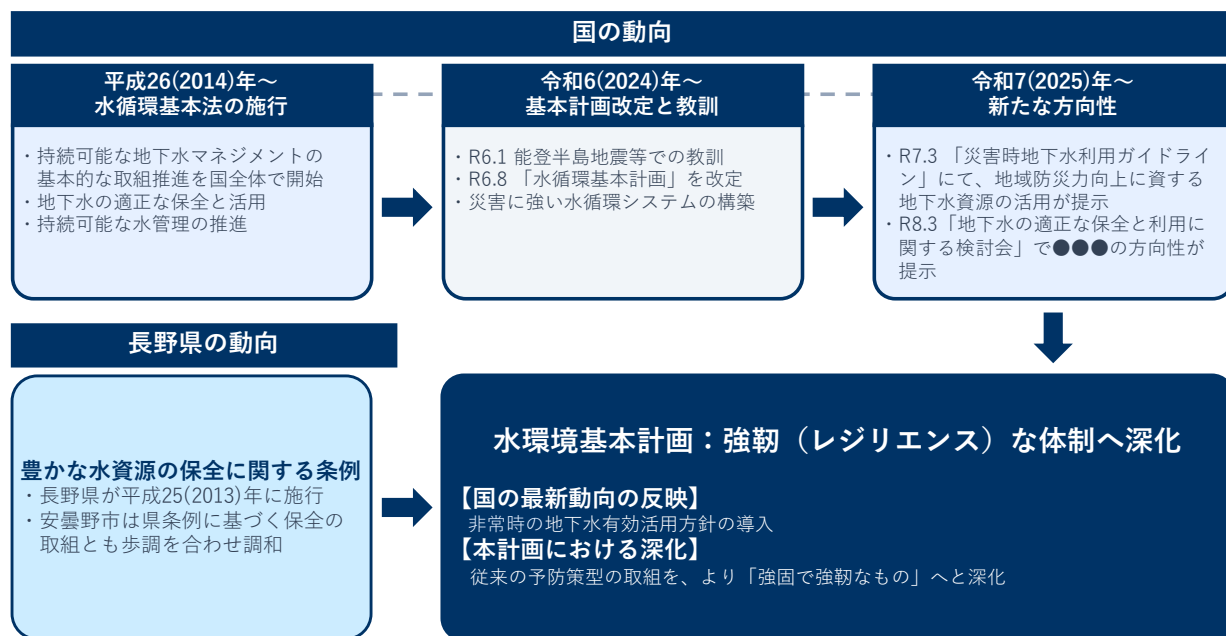


図2.1.1 水環境を取り巻く国・県の動向と安曇野市（本計画）の対応

2.2 これまでの取組

安曇野市における水環境保全の取組は、豊かな地下水や湧水の減少に対する危機感のもと、地域の関係主体による長年の努力と連携によって積み重ねられてきました。

(1) 取組の端緒と歴史的経緯

その端緒は、昭和 58（1983）年に設立された南安曇郡水資源総合調査事業促進協議会にまで遡り、平成 2（1990）年の南安曇郡水資源対策協議会への改組を経て、当時の農林省および通商産業省による調査業務を引き継ぐなど、広域的な地下水実態の把握の体制整備が進められました。合併後の平成 18（2006）年には安曇野市水資源対策協議会へと組織が承継されましたが、この間、地域の地場産業を支えるわさび組合等から湧水枯渇に対する懸念や申出がなされたことを契機として、当時の市長の指示のもと、持続可能な地下水マネジメントの確立に向けた具体的な一歩が踏み出されました。

(2) 地下水資源保全指針の確立と条例の施行

地下水の保全と涵養並びに適正利用に向けた取組を早急に進める必要があるため、平成 22（2010）年 7 月に安曇野市地下水保全対策研究委員会が設置されました。約 2 年の検討を経て、平成 24（2012）年 8 月に「安曇野市地下水資源強化・活用指針」が策定され、地下水が市民共有の財産であることや地域全体での保全・強化に努めることなどを定めた基本理念、いわゆる「安曇野ルール」が提示されました。

平成 25（2013）年 4 月には「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」が施行され、実効性の高い運用が開始されるとともに、指針に示された方向性を具体化するため、平成 29（2017）年 3 月に「安曇野市水環境基本計画（マスタープラン）」および「安曇野市水環境行動計画（アクションプラン）」が策定され、令和 4（2022）年 3 月の中間見直しを経て、体系的な施策が展開されてきました。

(3) 前計画における実践と具体的な成果

これまで実施してきた前計画における具体的な実践の成果としては、まず人為的な涵養量の増強が挙げられます。麦後湛水事業による 186.5 万 m³ および新規需要米等の作付拡大による 102 万 m³ の確保等によって全体で年間 288.5 万 m³ に及ぶ地下水涵養を達成し、目標としていた 300 万 m³ の水収支バランスの改善に大きく寄与しました。今後は、信州大学と協働し、調査・検討で得られた科学的根拠に基づき、より効果的な時期（冬期等）や場所（あづみの排水路等）への涵養施策へと転換を図る取組を進めていきます。また、揚水量の抑制に向けては、地下水採取審査委員会の厳格な運用を通じて新規取水への事前協議を進めるとともに、市内の井戸情報の整理を継続し、これまでに約 900 箇所の井戸情報の把握を完了しています。

さらに、次世代や地域への教育・啓発活動として、小中学校等における出前授業を継続的に展開したほか、市民環境活動のネットワークである「あづみの水結（みずゆい）」の設立および運用を開始し、市民や事業者による主体的な活動の輪を広げてきました。これらに加え、市内 15 箇所における地下水位や湧出量のモニタリング調査を継続するとともに、令和 2（2020）年度および令和 7（2025）年度に松本盆地一斉測水調査を定期的実施するなど、将来の「創出」のステージに向けた強固な科学的知見とデータの蓄積を着実に進めています。

2.3 自然的要素の現況 【前計画と基本的に同】

- (1) 松本盆地における安曇野市
- (2) 松本盆地の地形・地質
- (3) 松本盆地という地下水の器の特性
- (4) 降水特性
 - ・気候変動（気温上昇、豪雨、融雪早期化）
- (5) 地下水形成メカニズム
- (6) 地下水位・湧出量の年間変化
- (7) 地下水の流れ
- (8) 長期的な地下水位・湧出量変化
 - ・グラフは更新
- (9) 地下水賦存量
 - ・一斉測水結果を踏まえ更新
- (10) 地下水質
 - ・PFASに触れる

2.4 社会的要素の現況 【前計画から更新】

- (1) 人口・世帯数
- (2) 産業構造
- (3) 土地利用
 - ・森林に関する内容を追記
- (4) 水稻作付面積
- (5) 水田による地下水涵養量
- (6) 地下水利用
 - ・井戸届に基づく市内の用途別地下水揚水量変化の明示

2.5 安曇野市の水収支 【前計画から更新】

- (1) 安曇野市の水収支の考え方
- (2) 本計画での水収支体系
- (3) 安曇野市の水収支
- (4) 地下水環境の改善に向け着目すべき水収支項目
- (5) これまでの水収支の推移
- (6) 安曇野市内の閾値と監視値
 - ・10年の観測データに基づき、閾値と監視値の妥当性を検証
 - ・（わさび田だけでなく）三川合流部の湧水が環境に影響を及ぼさない値として定義変更

2.6 安曇野市の水環境の現状と留意点

先人たちから受け継がれてきた豊かな水資源は、私たちの暮らしを支える上水道水源の100%を担う命の水であり、地場産業や美しい景観を支える市民共有の貴重な財産です。

前計画の策定から10年間に及ぶ継続的な取組により、当初の最優先課題であった水収支バランスの改善（年間300万m³の人為的涵養の達成）に一定の目処が立ちました。また、市民環境活動のネットワークである「あづみの水結（みずゆい）」の設立により、一部の特定事業者や農業者だけでなく、一般市民が参画する水環境保全の新たなプラットフォームが機能し始めています。これらは、先人から預かった豊かな水を次世代に引き継ぐための、これまでの予防策型施策が結実した大きな成果です。

(1) 「水環境創出」へ向けた課題と留意点

一方で、この豊かな水環境を将来にわたり確実に維持し、次なるステージである健全な水環境の「創出」を確固たるものにするためには、いくつかの重要な留意点、すなわち課題が存在します。

第一に、これまでの涵養施策が、主に農業従事者等の特定の主体による営農活動の副次的効果に大きく依存していた点です。

第二に、これまでの涵養施策の主力であった麦後湛水事業が終了となる点です。夏期に麦畑へ水を湛水するこの取組は、水収支バランスの改善には大きく寄与したものの、科学的な効果検証の結果、地域の地下水が最も不足する「冬期の湧水増強」には必ずしも直接結びついていないという知見が得られました。

第三に、市民の当事者意識のステップアップです。市民アンケート調査等の経年推移によれば、「地下水は市民共有の財産である」とする意識は広く浸透しているものの、日常生活に用いる上水道水が100%地下水であるという実生活との結びつきへの認知はなお十分ではなく、それを一歩進めて自ら行動を起こす「名水の郷の担い手」として主体的に参画する市民や小規模事業者の割合には、なお一層の拡大の余地が残されています。

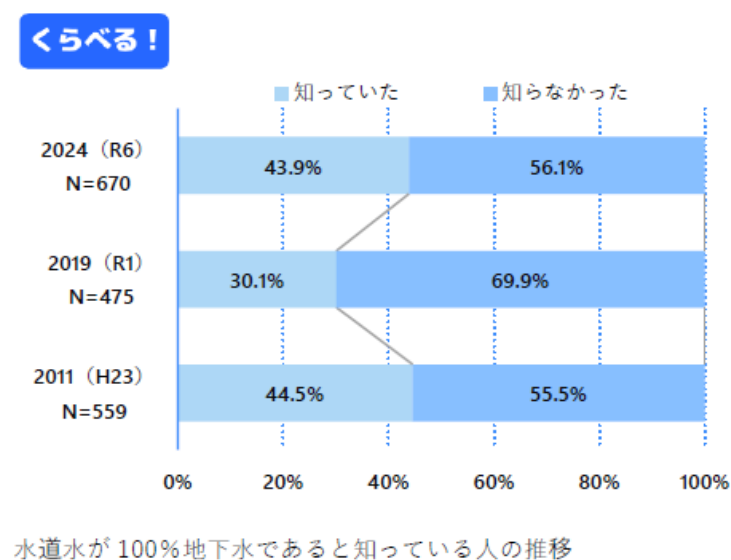


図 2.6.1 上水道水が100%地下水である知っている人の推移

(2) 取組人口と対象範囲の拡大へ向けた転換の必要性

したがって、今後の水環境マネジメントにおいては、これまでの「一部の担い手による改善」という枠組みから脱却し、多様な主体が自発的に関わる「取組人口の拡大」と、既に条例等で義務化されている市街地での雨水浸透施設設置の適正な維持管理・運用の徹底や事業活動に伴う涵養なども含めた「対象範囲の拡大」を段階的に進めていくことが求められます。

この人為的な取組の裾野を広げるしなやかな社会システムの構築こそが、次章に掲げる「健全な水環境の創出」および「豊かな安曇野の創成」へ向けて、本計画の期間中に解決を目指すべき重要な課題として位置づけられます。

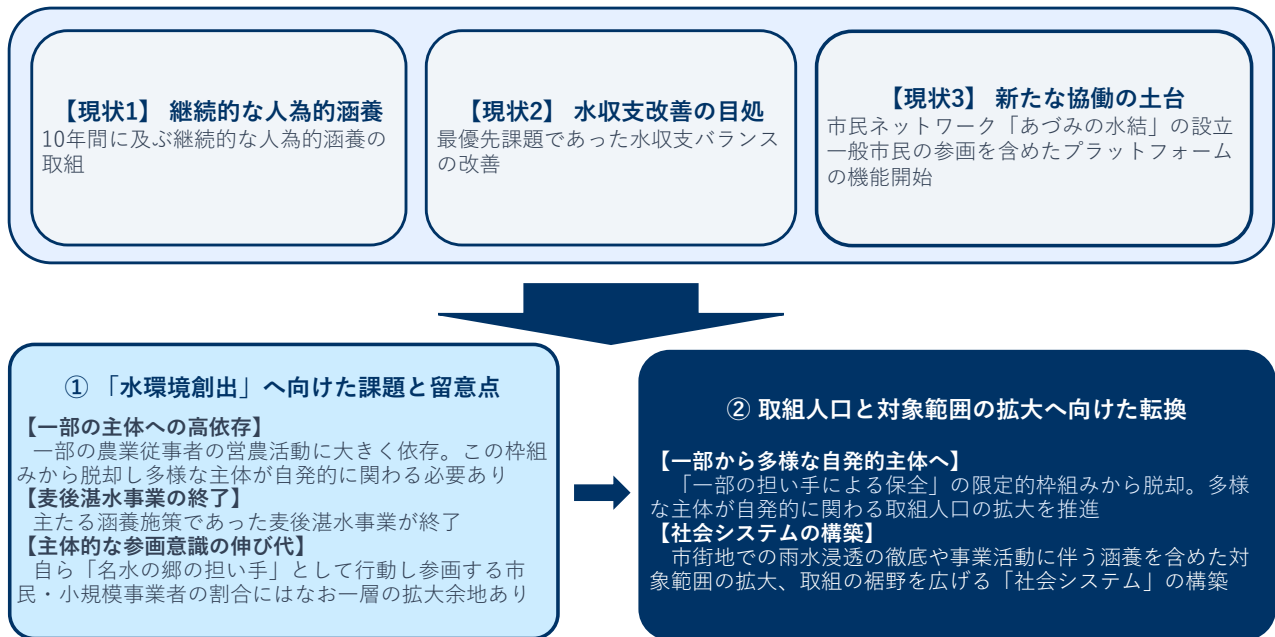


図2.6.2 水環境の現状と「水環境創出」へ向けた転換

3. 安曇野市が目指す将来ビジョン

前計画においては、年間 300 万 m³ の人為的涵養という数値目標の合理性を示し、水収支バランスの改善を図るための将来予測や比較に重点が置かれていました。その目標に目途が立った中、安曇野市が描くべき将来ビジョンは、単なる水収支の改善にとどまらず、先人から受け継いだ大切な水をより豊かな状態で次世代に引き継ぐという、より高次元なステージへの移行を視野に、全面的に再構築を図るものとします。

3.1 基本理念の継承

安曇野市が水環境基本計画を推進する上で根幹としてきた「水は、次世代からの預かりもの」という基本理念は、時代や計画のフェーズが移り変わろうとも、現代に生きる私たちが未来に対して果たすべき責務として、不変のまま本計画へと継承します。先人たちの水を求める計り知れない苦労と英知によって切り開かれた堰や、今なお湧き出る湧水、そしてこれらが織りなす美しい田園風景は、私たちの暮らしの基盤であると同時に、地域の観光や産業を支える市民共有の財産です。私たちは、この豊かな水資源、命の水を単に損なわずに維持するだけでなく、地域経済との調和を図りながら、より健全で魅力ある状態へと能動的に育み、次世代へ責任を持って引き継いでいくことに努めます。

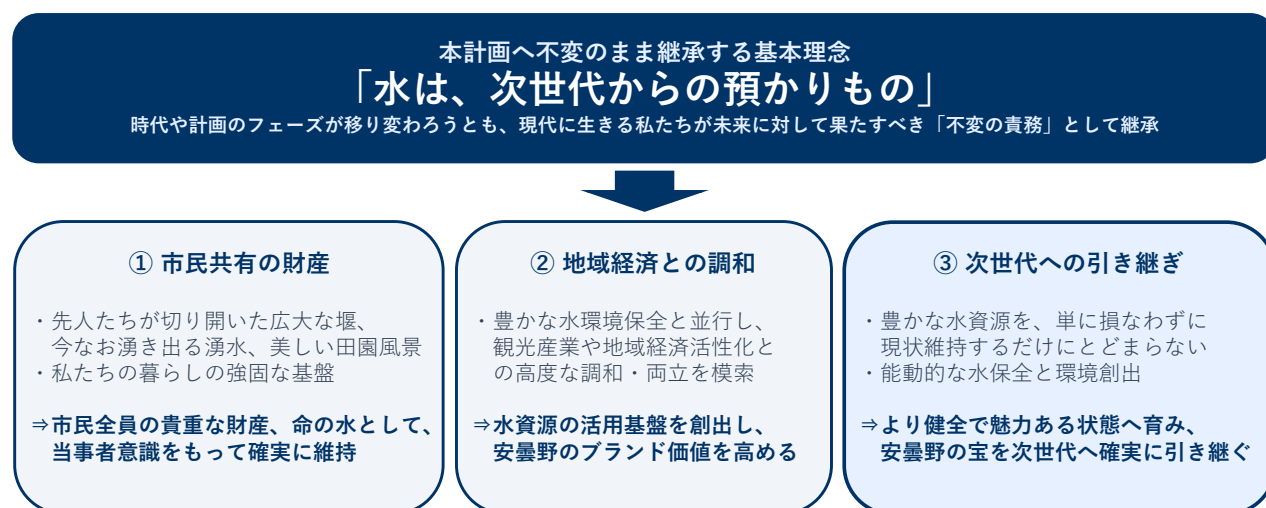


図3.1.1 基本理念とその継承に係る3つの着目点

3.2 水環境の「創出」とその先の「創成」

本計画期間において安曇野市が目指す将来ビジョンの核となるのは、水量・水質ともに優れた安曇野らしい水環境を多様な主体の協働によって能動的に作り出す「創出」のステージです。これまでの水収支バランスの「改善」という段階（第1期）を確かな土台としながらも、今後は気候変動リスクや涵養事業の節目といった新たな課題に対峙するため、従来の受動的な保全から一歩踏み出し、より健全な水環境を自らの手で「創出」する段階（第2期）への移行を目指します。さらにその先には、豊かに育まれた地下水資源を市民生活や経済活動の中で安定的に安心して有効活用することで、活力ある地域社会を自ら作り出す「創成」の段階（第3期）を見据えるものとします。

これにより、人口減少や社会情勢の変化に直面するなかにあっても、豊かな自然と持続的な地域活動が力強く両立する安曇野市総合計画に掲げた将来ビジョンの実現と、命の水を守り抜く地域社会の創造を目指します。

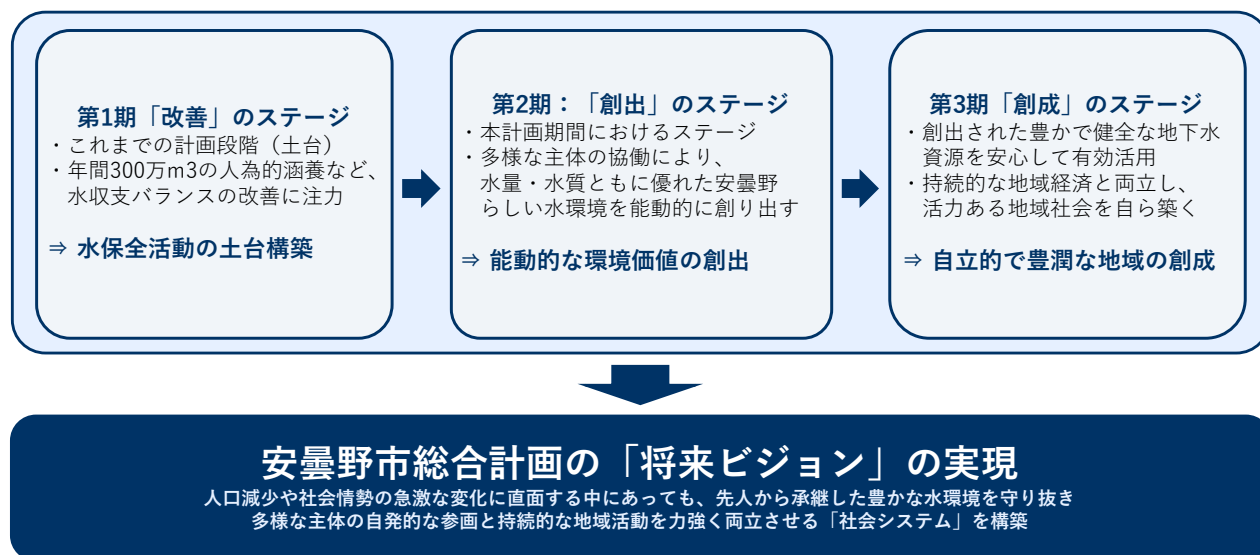
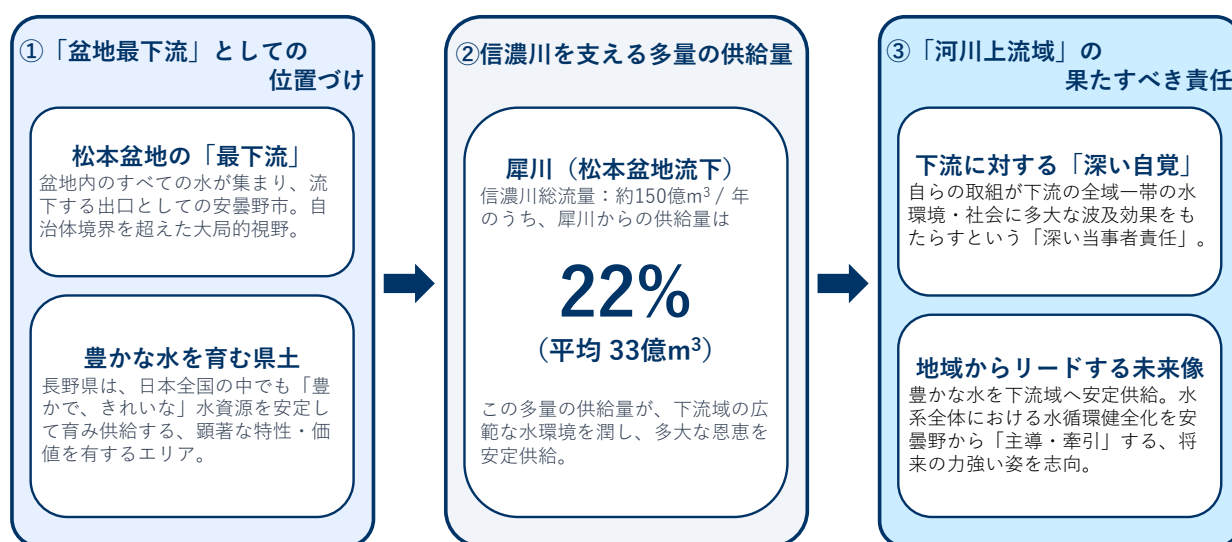


図3.2.1 目指す将来ビジョンの実現に向けた水環境のステージ毎の取組方針

3.3 上流域の責任と信濃川水系における広域的寄与



4. 目指す将来ビジョンに向けた基本的な考え方

先人から受け継いできた市民共有の財産である安曇野の豊かな水を守り抜き、次世代へ確実に引き継ぐため、本計画全体の目標を健全な水環境の「創出」という第2期のステージへと移行させます。この移行を確実なものにするため、本計画ではこれまでの枠組みをさらに発展させ、人為的取組の裾野を多角的かつ着実に広げていくための「二つの軸」を基本戦略として据え、施策の段階的な推進を図るものとします。

4.1 取組人口の拡大

第一の戦略は、水環境の保全・確保に関わる参画主体の多様化、すなわち「取組人口の拡大」です。これまでは、農業従事者や一部の特定大規模事業者による活動が人為的涵養の主力を担ってきましたが、今後は一般市民や地域の小規模事業者、さらには未来の安曇野を担う子どもたちに至るまで、あらゆる主体が「名水の郷の担い手」として当事者意識を持って無理なく参画できる仕組みの構築を目指します。これにより、従来の行政主導による「行政管理（ガバメント）」の体制から、市民、事業者、行政が対等な立場でそれぞれの責任と役割を分担し、協働して意思決定や段階的な実践を積み重ねる「協働型管理（ガバナンス）」への移行を志向します。

4.2 対象範囲の拡大

第二の戦略は、保全と維持に向けた対象範囲および涵養手法の多様化、すなわち「対象範囲の拡大」です。これまでの活動の主軸であった農地における麦後湛水事業や水田涵養が節目を迎える中、今後は市街地において既に条例等で義務化されている雨水浸透施設設置の適正運用や、公共空間等における維持管理の継続を涵養のベースとします。その上で、事業者における森林涵養、使用済み地下水の再利用および再涵養の促進などへと多角的に取組を広げ、異なる主体や多様な手法が網の目のように繋がる新たな「涵養網」を市内全域へ段階的に展開していくことを目指します。

また、地下水盆の連続性を考慮し、安曇野市内だけの取組にとどまらず、策定された「松本盆地流域水循環計画（仮称）」との緊密な連携を図り、周辺の流域自治体や長野県との協働の質を向上させることで、松本盆地全体を視野に入れた健全な水循環の維持・回復への貢献に努めます。

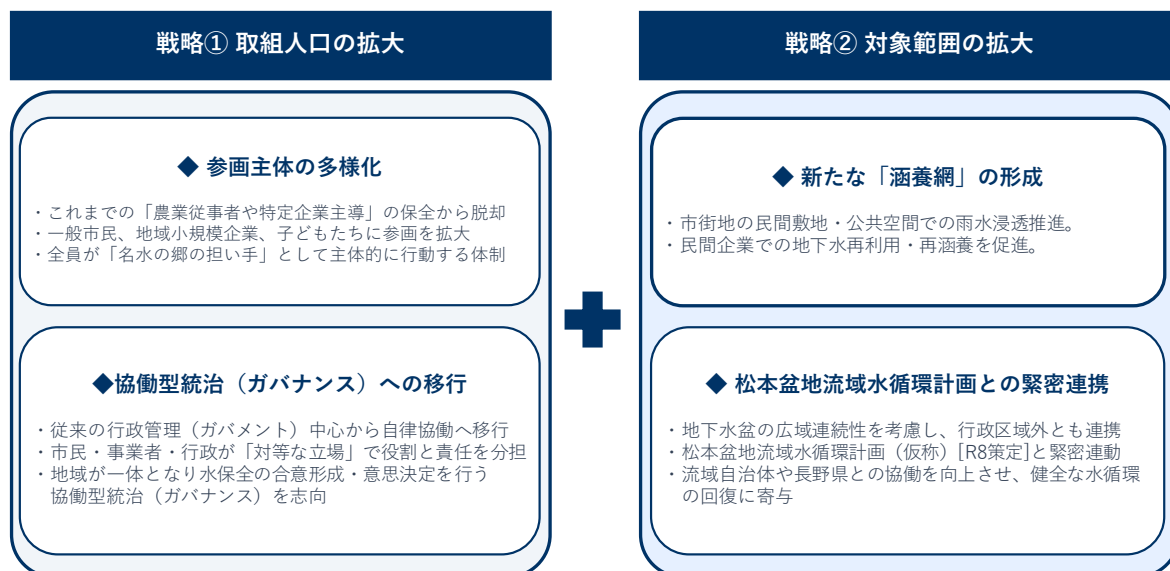


図4.2.1 取組人口と対象範囲の拡大

4.3 行動目標（KPI）とその先の最終目標（KGI）

これまでの基本戦略を実効性あるものとするため、計画の進行管理における成果指標の体系を見直し、点検・評価指標としての行動目標（KPI）と最終目標（KGI）とを再構築します。

本計画における最終目標（KGI）は、これまでの水収支バランスの改善を維持しながら、安曇野らしい優れた水環境を能動的に作り出す健全な水環境の「創出」です。ただし、地下水資源を蓄える砂礫層の器は極めて広大であり、地下水位や湧出量といった自然界の数値が、個々の施策や5ヶ年という短期的な取組によって直接的に変化しにくいという地域特性や、優れた水環境を数値として設定・評価する困難さがあります。

そこで、本計画では計画期間中の施策進捗として、人為的な活動の進捗を直接的に捉えることのできる行動量を行動目標（KPI）と位置づけ管理・把握することとし、その着実な取組の積み重ねの結果として、最終目標（KGI）への確実な寄与を目指す方針とします。

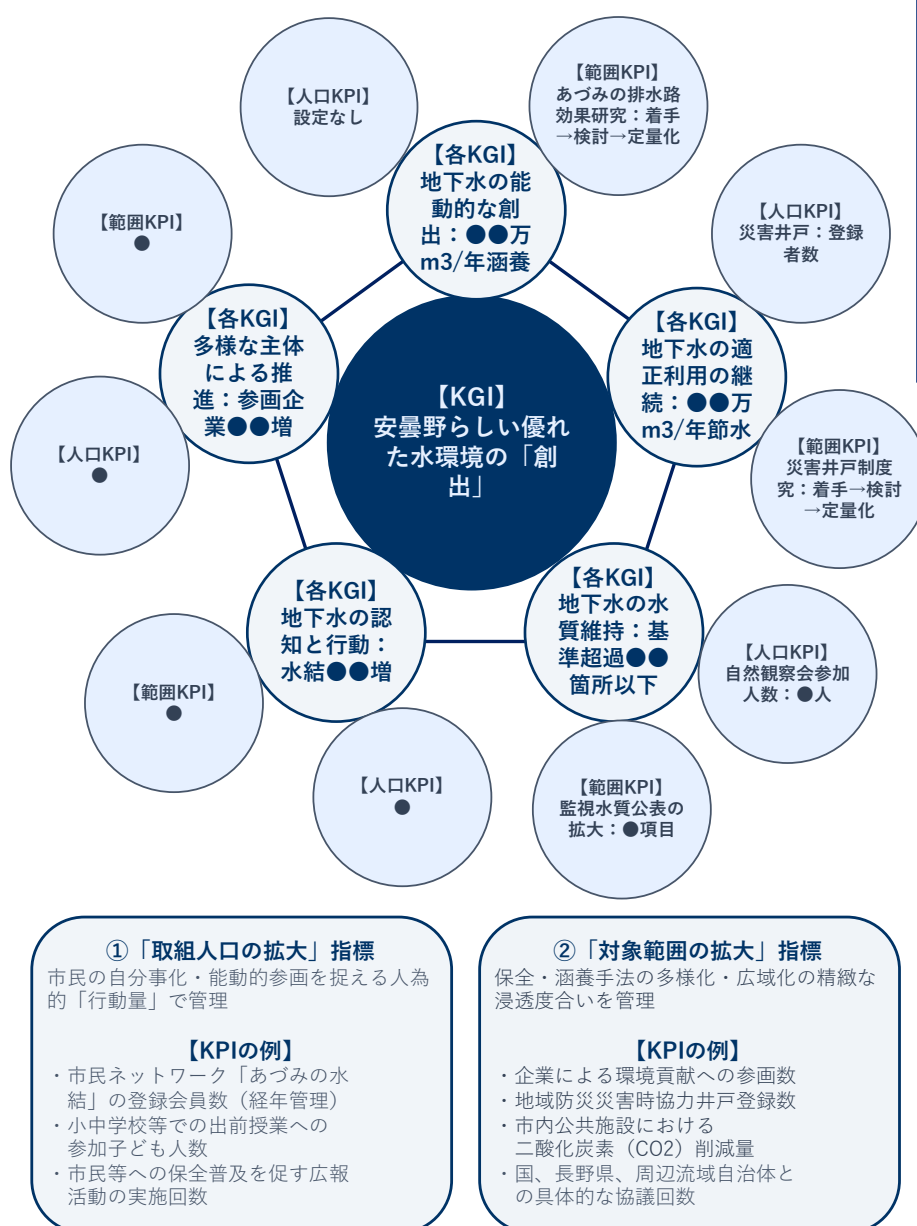


図4.3.1 行動目標（KPI）とその先の最終目標（KGI）（全体像）

「取組人口の拡大」に関しては、市民の自分事化の度合いを示す行動目標（KPI）として、市民環境活動ネットワーク「あづみの水結」の活動数や小中学校等における出前授業の理解度などを採用し、段階的な進捗の把握に努めます。また、「対象範囲の拡大」に関しては、企業による環境貢献への参画数や、災害時における強靱性（レジリエンス）強化に資する災害時協力井戸の登録数、さらには市内公共施設における二酸化炭素削減量などを具体的な行動目標（KPI）として位置付け、その進捗の把握に努めます。

さらに、市民や事業者の自発的な行動を支える行政側の役割を評価するため、広報活動の実施回数や国・県・周辺流域自治体との具体的な協議回数などを行政側の行動目標（KPI）として別途設定します。このように、各施策の最終目標（KGI）に資する計画の進捗を行動目標（KPI）で適切に把握し、その着実なプロセスの積み重ねの結果として、最終目標（KGI）である豊かな水環境の創出へ向けた確実な寄与を目指していきます。

5. 施策の体系

先人から受け継いできた市民共有の財産である安曇野の豊かな水環境を守り、次世代へ確実に引き継ぐため、本計画が目指す水環境の「創出」のステージの実現に向けて、各施策体系に紐づく個別目標を見直し、具体的な取組の位置付けを整理します。従来の減少傾向の抑制や限定的な保全という受動的なアプローチから脱却し、多様な主体の参画としなやかな社会システムの構築を通じて、能動的に優れた水環境を育むための5つの施策の柱を推進していくものとします。



図5.1.1 施策の体系（5つの柱）

5.1 地下水を能動的に創出する

地下水を能動的に創出し、豊かな水環境を次世代に引き継ぐことを目標とした、地下水を直接的に「貯める・育てる」施策です。これまでの地下水位や湧出量の定期的なモニタリングや一斉測水調査、地下水保全条例に基づく適正な採取量の管理といった基盤的な活動も確実に継続していくものとします。その上で、新規施策として「あづみの排水路からの涵養量確認」に関する調査・研究に着手します。これは、地域の地下水創出量を持続的にモニタリングするための方法を検討することを目的としており、排水路における効果（涵養量）の観測および推計に関する研究を進めるものです。当面は、観測情報の収集・整理を進めるとともに、年間涵養量や渇水期における月間涵養量を定量的に捉えるための流量把握手法や推計に係る手法を検討し、あづみの排水路を流下する表流水の地下水転換（地下水創出）の定量化に取り組みます。

さらに、冬期の農業用水のオフシーズンにおける「落ち水（使用済み用水）」の有効活用に関する研究を推進します。その際、土地改良区等の将来的な営農見通しや水利権等、安曇野市がコントロールできない外部要因への配慮が必要となることから、この手法のみに過度に依存せず、代替となる複数の創出施策の可能性を並行して検討していくこととします。これに加え、烏川源流域等における森林保全の効果可視化、既に条例等で義務化されている雨水浸透施設の設置や適正な維持管理の継続など、多角的なアプローチを組み合わせることで、創出される水量の確保に努めます。



図5.1.2 地下水を能動的に創出する施策メニュー

5.2 地下水を上手に使い続ける

限りある地下水を上手に使い続け、持続可能な地域社会を引き継ぐための施策です。市民や事業者の双方に対して節水に関する普及啓発や、揚水した地下水の社内・学内での再活用（トイレ洗浄水、散水、冷却水等の雑用水としての中水利用等）に向けた要請・支援の継続、具体的な再涵養手法の事例提供等に努めます。

また、新たな施策として、非常時における地域防災力の向上に資する「災害時の地下水活用」を推進し、非常時においても地下水を有効に活用できる体制づくりを目指します。これは、地域における災害時の強靱性（レジリエンス）の強化に寄与することを目指すものであり、危機管理課等の関係部局との緊密な庁内調整や協議を重ねながら段階的な推進に努めます。具体的には、地域防災計画等への災害協力井戸の位置づけの検討、部局間の協業体制の明確化、さらには災害協力井戸の登録受付など、進捗に応じた段階的な施策の展開を図り、災害協力井戸の登録数や水供給量を行動目標（KPI）と位置づけ、その普及・進捗把握に努めます。なお、災害協力井戸の運用にあたっては、汚水による汚染や水脈変化による影響を考慮し「原則として飲用を除く生活用水（トイレや洗濯等）としての活用」を想定することを明確化し、事業者および一般井戸所有者の協力が得られやすい仕組みの構築を志向します。



図5.2.1 地下水を上手に使い続ける施策メニュー

5.3 清らかな水を守り続ける

高度な監視と市民の目により、清らかな水を守り続けるための施策です。上水道水源や地下水環境の安全性を担保するため、市内28箇所での硝酸態窒素や、上水道水源における有機フッ素化合物（PFAS）等の定期的な水質モニタリング調査と適切な情報公開を継続します。自主管理が基本となる飲用井戸の利用者に対し、リーフレット等を通じて定期検査や適切な管理を呼びかけ、PFOS・PFOA等の有害物質の飲用防止を徹底します。有害性が懸念される物質（PFOS・PFOA、マイクロプラスチック等）について、広報紙へのQ&A掲載などを通じて正確な情報や市の対応を発信し、市民の不安解消を図ります。汚染事故への迅速な対応と再発防止のため、担当職員向け「地下水汚染対応手順書」を作成するとともに、国・県や専門機関とのホットライン構築・連携強化を進めます。清らかな水を維持することは、そこに息づく多様な水生生物や生態系を守ることにも寄与します。指標生物の観察や水質検査を行う自然観察会イベントを開催し、市民が豊かな水環境を実感できる機会を創出することで、未来へ水を守り育てる地域づくりにつなげます。



図5.3.1 清らかな水を守り続ける施策メニュー

5.4 水への認知を高め行動を促す

名水の郷に関わる主体を増やし、水文化を誇る意識を創出するための施策です。新規施策として、市民環境活動ネットワークである「あづみの水結（みずゆい）」の活動について、目的や目標をさらに明確化した上での維持・拡大を図り、市民活動の多角的なネットワーク化を推進します。

本取組では、北アルプスからの表流水や水田からの涵養水が地下水を育む仕組みやその希少性、健全な水循環が損なわれることが安曇野市の地域特性を低下させる側面も伝えることで、市民一人ひとりの自分事化を促し、地下水を深く「知る」市民や、実際の保全・維持に「行動する」市民を段階的に増やしていくことを目指します。その際、あづみの水結の加盟店と協働した「あづみの水結かき氷」の展開など、食を通じて幅広い世代やターゲット層へアプローチします。また、次世代を担う「学生の力」の可能性に着目し、高校生・大学生から小中学生へと世代をつなぐ仕組みを構築します。併せて、大阪・関西万博で活用したプロモーション動画やジオラマなどの候補ツールを市民活動の場など多様な拠点で有効活用し、情報発信を強化します。

活動を通じた地下水への理解度や実際の保全行動度を行動目標（KPI）として適切に把握し、市民の高い共有財産意識を、地域を象徴する誇れる「水文化」としての確固たる意識へと育てていくことを志向します。

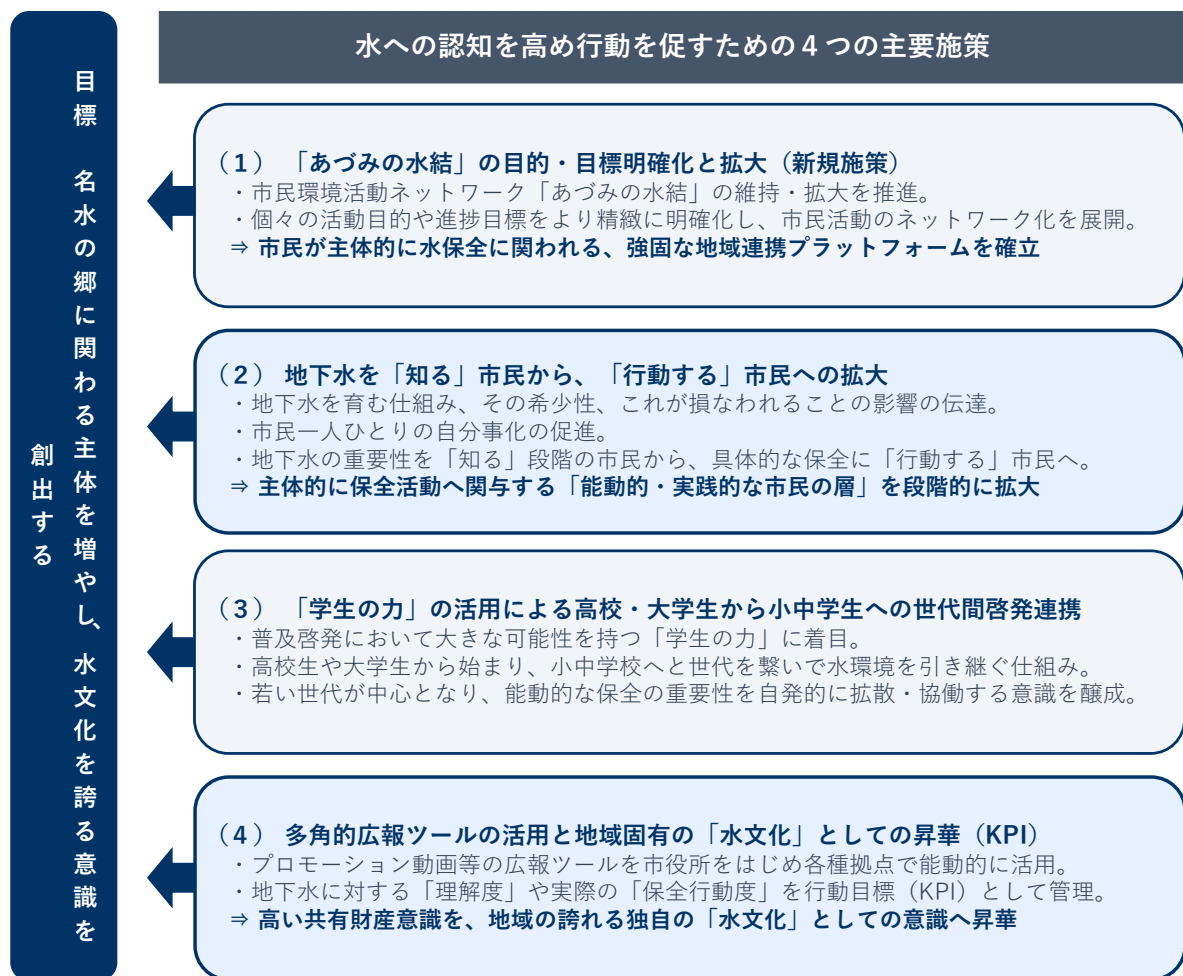


図5.4.1 水への認知を高め行動を促す施策メニュー

5.5 多様な主体により推進する

参画が価値となる仕組みを整え、多様な主体により計画を推進するためのしなやかな社会システムを構築します。人為的な創出活動を財政的・社会的に支えるため、新規施策である「企業参画支援」と「気候変動対策」を両輪として推進します。

企業参画支援に向けては、企業版ふるさと納税のマッチング等を効果的に活用して企業の能動的な参画を誘導し、5年間における参画企業数を行動目標（KPI）として管理します。当面は、安曇野工業会（環境部会）等との意見交換や意識確認を進め、水循環 ACTIVE 企業や国際的な水管理認証（AWS 認証等）の概要や長所・短所を説明するなど、企業が取り組みやすいアプローチの検討を進めます。

また、三川合流部における効果的な涵養について研究を進めると同時に、事業の担い手や資金調達のあるりかたについても検討を進めます。

加えて、気候変動対策を推進する観点から、本計画の各施策が持つ環境効果を「二酸化炭素（CO₂）削減量」から評価し、気候変動対策への具体的な寄与度を明らかにする手法の精査に努めます。当面は、各施策における適切な定量値の検討を進め、安曇野市ゼロカーボンシティ宣言との連携を図りながら、経済活動と水環境保全とが互いの価値を高め合う、持続可能な社会システムの構築を志向します。

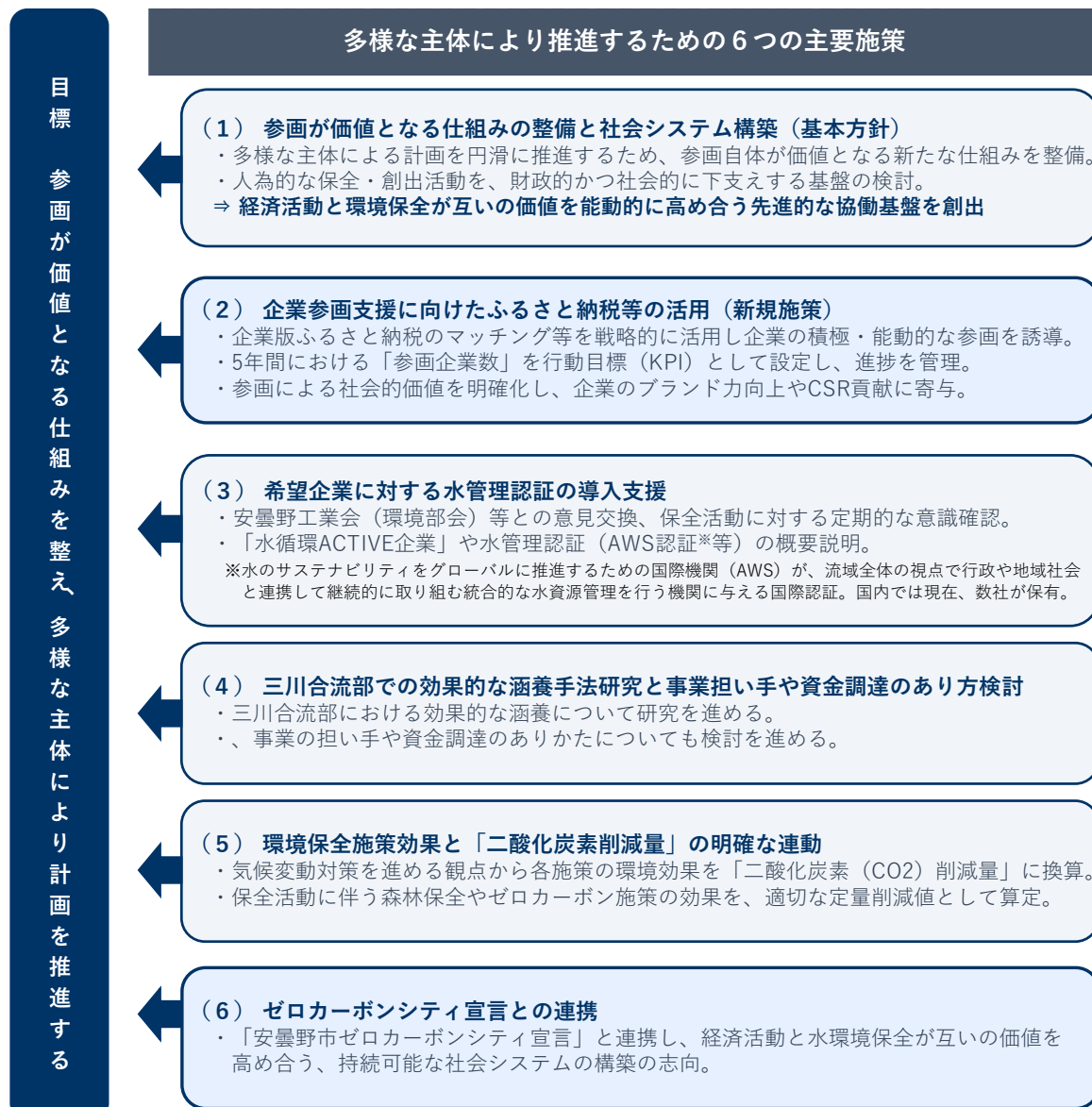


図5.5.1 多様な主体により推進する施策メニュー

6. 計画の進管理

本計画に掲げた各種施策を着実かつ効果的に推進し、先人から受け継いだ豊かな水環境を次世代へ引き継ぐための「創出」を確固たるものにすべく、行政の枠組みを超えた広域的な連携や、庁内各部署の横断的な協働、さらには市民や学識者とのネットワーク化など、多層的な推進体制の構築を目指します。

6.1 多層的な連携による推進体制の構築

地下水盆の広域性と連続性を踏まえ、松本盆地を大きな一つの水瓶として捉える「アルプス地域地下水保全対策協議会」との広域連携の強化に努めます。豊富な湧水や地下水を将来にわたり良好な状態で保全し、それぞれの地域で利益と恩恵を生み出す貴重な地下水源を次世代へ継承していくため、関係市町村および長野県と緊密に協力し、盆地全体を視野に入れた地下水の保全・かん養および適正利用に向けた取組みの推進を図るものとします。

市役所庁内においては、環境・ゼロカーボン推進課が中心となり、危機管理課、農林部農政課、農林部耕地林務課、上下水道部上水道課等の関係部署が緊密に連携する、横断的な連携体制の充実に努めます。特に、新規施策として位置付けた災害時の地下水活用や、ゼロカーボンシティ宣言と連動した気候変動対策、地産地消エネルギー、森林保全、農業振興に紐づく施策等については、部局間の壁を越えた協働により、各施策が持つ相乗効果の創出を目指します。

さらに、市民環境活動の核となる「あづみの水結」への参画と活動のネットワーク化を促進します。多様な主体を「あづみの水結」として登録し、その活動に係る積極的な情報発信を行うことで、異業種・異分野同士の交流や連携を促し、水を守る活動の輪を地域全体に広げ、健全な水環境の創出への寄与を目指します。これに加え、信州大学をはじめとする高等教育・研究機関との連携を深化させ、最新の科学的知見や先進的な調査研究の成果を安曇野市の施策へ継続的に反映していくことに努めます。

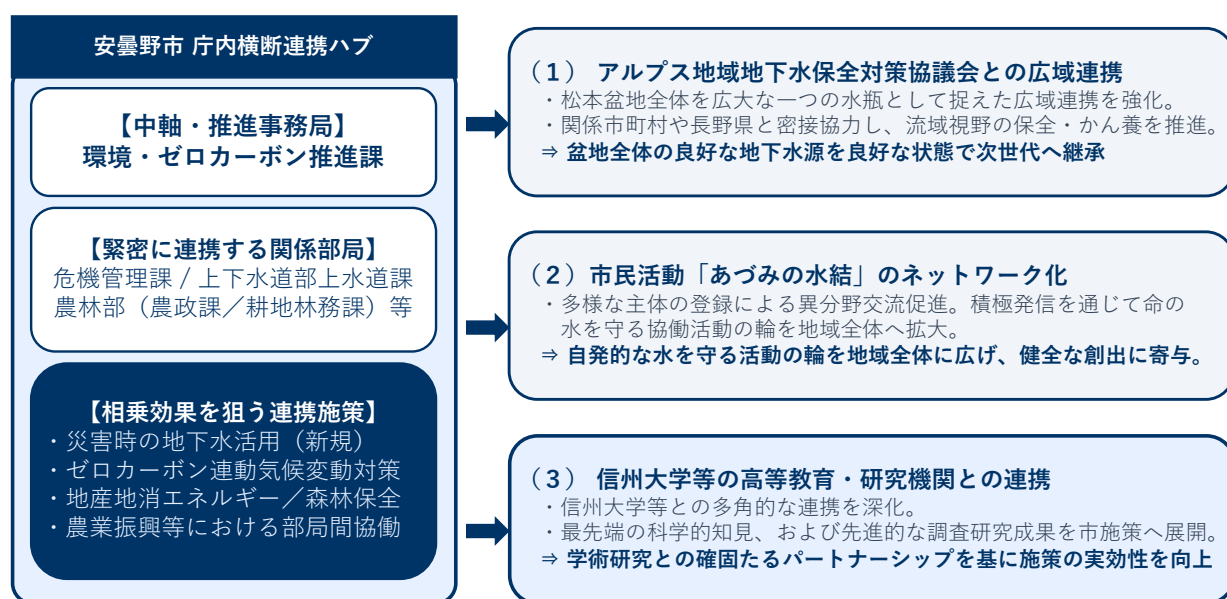


図6.1.1 多層的な連携による推進体制の構築

6.2 PDCA サイクルによる確実な進行管理

これら多様な主体による取組の実効性を確保し、成果を確認しながら段階的に前進していくため、本計画の推進にあたっては、計画の策定（Plan）、施策の実行・推進（Do）、施策の評価（Check）、計画の見直しと継続実施（Action）からなる「PDCA サイクル」を基本とした、一元的な進行管理を行うものとします。

「Check（施策の評価）」のプロセスにおいては、客観的な活動成果を適切に検証するため、個別評価と全体評価の二段階による評価体制を導入し、進捗の適正な把握に努めます。毎年実施する「個別評価」においては、本計画に掲げた各施策を中心に、事務局が毎年の進捗状況や目標の達成度を簡易的な評価としてとりまとめ、年次報告を行うものとします。この年次報告時には、あらかじめ設定した「取組人口」や「対象範囲」に係る活動量等の各種成果指標（KPI）の推移を確認し、課題が見られる場合には、翌年度の Do（施策の実行）における具体的な改善策へと柔軟に繋げていくことを志向します。

また、計画の最終年次（5 年目）においては、学識経験者や各種産業・市民団体の代表等で構成される「安曇野市水環境審議会」において、総合的な「全体評価」を実施します。審議会では、事務局からの報告を基に、本計画の目的に沿った取組が推進されているか、全体最適の視点から厳格な点検・評価を仰ぐものとします。この全体評価のために必要な調査、例えば地下水賦存量の推移を把握するための盆地一斉測水調査などを計画的に実施し、評価の客観性の担保に努めます。

これら審議会による評価結果を踏まえ、点検成果に応じた迅速な取組の改善や目標値の柔軟な見直し（Action）を行うことで、5 年間の計画期間を通じて、安曇野の豊かな地下水資源を確実に見守り、能動的に創出していくための持続可能な管理体制を維持し、次世代への確かな継承へと繋げていきます。

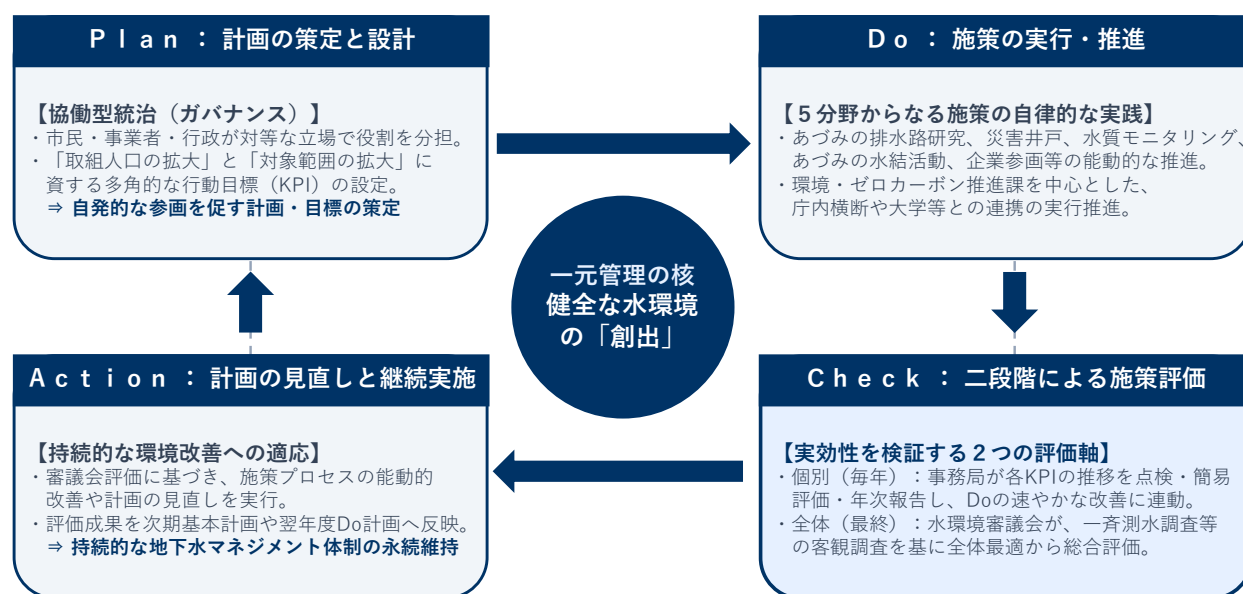


図6.2.1 PDCAサイクルによる確実な進行管理

計画立案上の論点提示

2026年8月7日

於：安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室

Agenda

1. 閾値と監視値
2. 資金調達の方方向性

1. 閾値と監視値

改定前計画において設定

項目	閾値	監視値
目的	・ 地下水利用地域としての <u>持続性を管理</u> する。	・ 地下水利用域の地下水の <u>実態を監視</u> する。
定義	・ 三川合流部の <u>わさび栽培へ影響を及ぼさない値</u> （地下水位低下1cm 未満）。	・ これまでの観測蓄積から把握された <u>最低状況に相当する値</u> 。
必要性	・ 市内の揚水総量を適正に保ち <u>水収支バランスを安定させるため</u> に設ける。	・ 自然・人為的な影響結果として基本的に重要な地下水位や湧出量からなる地下水 <u>実態を監視するため</u> に設ける。
設定手法	・ <u>地下水解析</u> にて、平成25 年時点の井戸の揚水量を一定割合で増加させ、地下水位低下影響（地下水位低下1cm）がわさび田分布域に達する際の <u>揚水量から設定</u> 。	【湧出量】 ・ 月間湧出量の <u>最低相当値</u> を採用。 【地下水位】 ・ 豊科湧水量観測所における湧出量との相関から設定。豊科湧水量観測所が <u>枯渇した H20.2.26～3.16 における地下水位程度</u> 。
設定値	・ <u>4,300 万m3/年</u> ※未満	・ 湧水量観測所、地下水位観測所 <u>毎に設定</u> 。

※地下水解析で求めた値であり、今後のモニタリングにより把握される地下水揚水量や地下水湧出量の変化を確認し、その妥当性を確認

1. 閾値と監視値

閾値

なお、設定した 4,300 万 m^3 /年 は、安曇野市における近年の最大揚水量 4,700 万 m^3 /年（平成 16（2004）年）を下回る値です（図 2.43）。

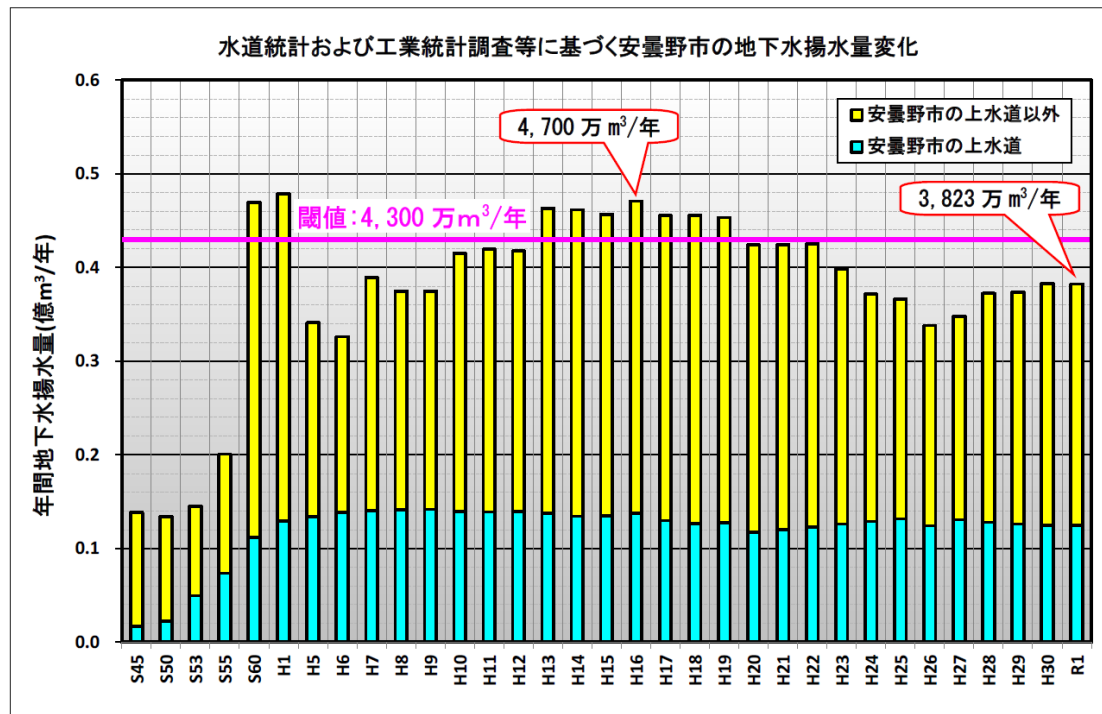


図 2.43 安曇野市における地下水揚水量変化と閾値の関係

※改定前計画書
46ページより引用

監視値の例【堀金地下水位観測所における監視値設定例】

- 堀金地下水位観測所を例に、地下水位の監視値の設定手法を示します。
- 2箇所ある湧出量観測所のうち、豊科湧水量観測所の湧出量と同一日における堀金地下水位観測所の地下水位には明瞭な相関関係が見られます。
- 豊科湧水量観測所が枯渇した H20. 2. 26～3. 16 の堀金地下水位観測所の地下水位は概ね深度 28m に位置していました。
- この水位になるのは、湧水を枯渇させる危険性がある水位と見なし、以下の値を監視値（地下水位）として設定しました。

監視値（地下水位）：深度 28m

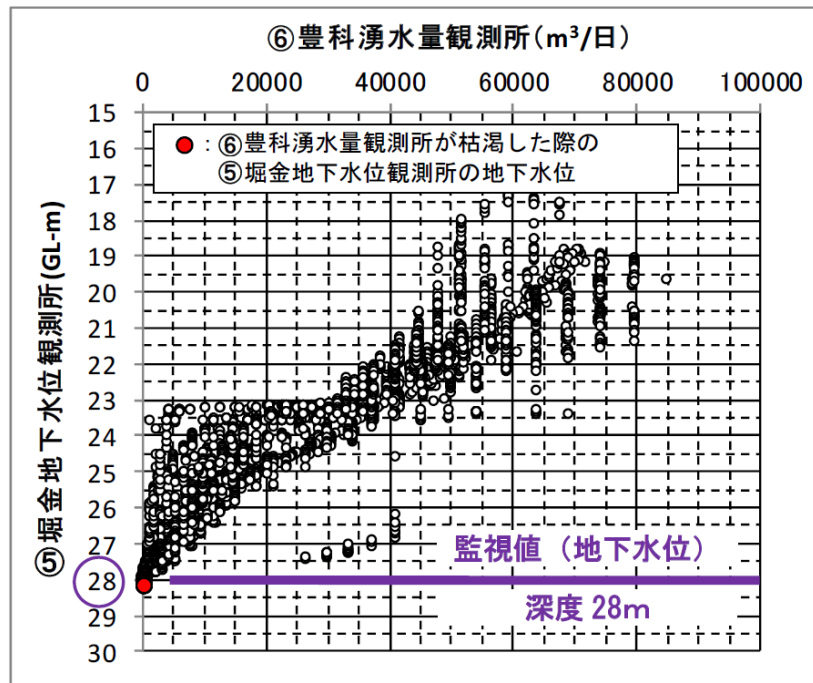


図 2.46 ⑤堀金地下水位観測所における監視値（地下水位）設定例

※改定前計画書
49ページより引用

1. 閾値と監視値

改定計画での見直し方針

項目	閾値（改定前）	閾値（改定後）の方針
目的	・ 地下水利用地域としての <u>持続性を管理</u> する。	・ 同左。
定義	・ 三川合流部の <u>わさび栽培へ影響を及ぼさない値</u> （地下水位低下1cm 未満）。	・ <u>三川合流部の湧出環境への影響に配慮</u> 。
必要性	・ 市内の揚水総量を適正に保ち <u>水収支バランスを安定させるため</u> に設ける。	・ 同左。
設定手法	・ <u>地下水解析</u> にて、平成25 年時点の井戸の揚水量を一定割合で増加させ、地下水位低下影響（地下水位低下1cm）がわさび田分布域に達する際の <u>揚水量から設定</u> 。	・ 三川合流部の湧出環境への影響に配慮する際の <u>許容地下水位低下量から設定</u> 。
設定値	・ <u>4,300 万m3/年</u> ※未満	・ 上記を踏まえ再設定。

※地下水解析で求めた値であり、今後のモニタリングにより把握される地下水揚水量や地下水湧出量の変化を確認し、その妥当性を確認

1. 閾値と監視値

改定計画での見直し方針

項目	監視値（改定前）	監視値（改定後）の方針
目的	・ 地下水利用域の地下水の <u>実態を監視</u> する。	・ 同左。
定義	・ これまでの観測蓄積から把握された <u>最低状況に相当する値</u> 。	・ 同左。
必要性	・ 自然・人為的な影響結果として基本的に重要な地下水位や湧出量からなる地下水 <u>実態を監視するため</u> に設ける。	・ 同左
設定手法	【湧出量】 ・ 月間湧出量の <u>最低相当値</u> を採用。 【地下水位】 ・ 豊科湧水量観測所における湧出量との相関から設定。豊科湧水量観測所が <u>枯渇した H20.2.26～3.16 における地下水位程度</u> 。	・ 同左 ・ 改定前計画後、 <u>約10年の情報を追加</u> 。
設定値	・ 湧水量観測所、地下水位観測所 <u>毎に設定</u> 。	・ 同左。

2. 資金調達の方針性

【改定前計画での方針】

- ・市内の受益者で「**広く・薄く負担**」する。

【資金調達検討の現状】

- ・令和2年8月に開催された安曇野市水資源対策協議会において、「**新たな効果的な涵養施策が見つかるまで資金調達を見合わせる**」ことを決定事項。
- ・新たな涵養施策については、以前から課題となっている冬期の地下水低下対策として、科学的な知見に基づいた効果的な手法を研究している。
- ・第2次計画において、この実装化に向け、関係者と調整を行うとともに、**資金調達のあり方について、再協議**したい。

【新たな涵養施策の検討状況と課題（冬の涵養施策）】

- ・三川合流部近傍の複数地点で、冬期に**即効性のある涵養エリアが確認**できた。
- ・課題としては、以下の点が考えられる。
 - (1) 冬鳥の飛来に伴う課題（見物客・鳥インフルエンザ対策等）
 - (2) 水質に関わる懸念
 - (3) 地権者・周辺住民・水利組合の理解と同意
 - (4) 水源の課題（落水の利用）

【今後の方向性】

- ・地下水が市民共有の財産であり、公平に利用および保全されるべきものであることを、**普及啓発事業を通じて広く周知**を図る。
- ・新たな涵養施策については、上記の課題を踏まえ、第2次水環境基本計画の計画期間内に、**新たな涵養施策と資金調達の方向性について研究**する。

【趣旨】安曇野市の地下水涵養等の取組が継続的なものとなるように、費用負担ルールの確立に向けた研究・検討を進めます。

＜資金調達の基本的な考え方（案）＞

費用負担の検討にあたっては「指針」で示された『基本的な考え方』を踏まえ、

市内の受益者で「**広く・薄く負担する**」

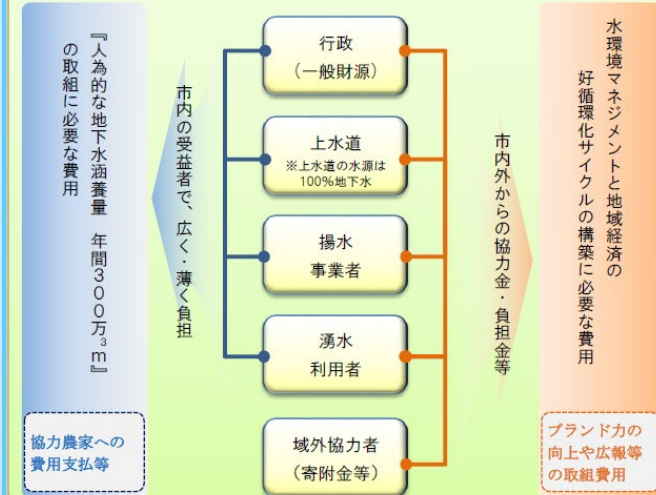
ことを基本的な枠組みとして検討することとします。特に、「年間300万 m^3 の人為的な涵養」の取組は、本計画が目指す「水収支バランス改善」の最初のステップであることから、市内の受益者による負担を基本として検討を進めます。

「指針」を受けた費用負担の基本的な枠組み（案）

広く・薄く負担する

■水資源の保全・強化・活用

■施策の実現に向けた環境づくり



※改定前計画書 91ページより引用